

宮城県民間非営利活動促進 基本計画

(第6次)

2026年3月

宮 城 県

はじめに

本県では、NPO、企業、行政が、それぞれの社会的な意義と役割を尊重しながら対等な立場でパートナーシップを構築するとともに、互いに連携し、県全体でNPOの活動を促進するため、2000年度（平成12年度）に「宮城県民間非営利活動促進基本計画」を策定して以来、社会情勢の変化に合わせて改定を重ね、さまざまな施策を展開してまいりました。このたび、前回改定時からの環境の変化やNPOの活動の現状、新たな課題、及び本県の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」の理念「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」を踏まえ、2026年度から2030年度までを期間とする第6次計画を策定いたしました。

本計画では、変化し続ける社会に柔軟に対応し、多様な主体とのつながりや連携を一層強化するため、「NPOと多様な主体が互いに学びあい、理解し、信頼をはぐくみ、垣根を越えた協働にあふれた参画型社会を目指す」を基本理念としました。この理念の下、「持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化」、「NPOの活動を促進する体制の整備」、「多様な主体による多彩な協働の創造」の3つを基本方針として掲げ、施策を推進してまいります。

東日本大震災から15年が経過しましたが、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築、震災の伝承など、引き続き、中長期的な対応が必要とされています。また、少子高齢化・人口減少の進行に加え、地域コミュニティ機能の低下、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化やデジタル化の進展など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、課題はさらに複雑かつ多様なものとなっています。これらの課題解決に向け、住民に寄り添い、柔軟かつ機動的に活動するNPOへの期待はこれまで以上に高まっており、特に若年層をはじめとする多様な人材の参画や、デジタル技術を活用した活動の質的向上が求められています。

今後、2028年度に開館予定の「宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設」を新たな中核機能拠点として機能を強化し、NPO、企業、教育機関、行政等との一層の連携を図りながら、NPO施策を総合的かつ計画的に推進してまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました宮城県民間非営利活動促進委員会委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました全ての方々に心より感謝申し上げます。

2026年3月

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目 次

第1章 基本計画の改定に当たって	1
第1節 策定の経緯	1
第2節 改定の趣旨	1
第3節 計画の位置付け	2
第4節 計画の期間	2
第5節 計画におけるNPOの捉え方	2
1 NPOとは	2
2 NPOの特徴	2
3 計画の対象	4
第2章 NPOを取り巻く現状と課題	5
第1節 NPOを取り巻く現状	5
1 国際情勢の変化と地域社会への影響	5
2 少子高齢化・人口減少	5
3 東日本大震災を契機とした災害等に対する意識の高まり	5
4 SDGsを基軸とした地域課題解決の取組の広がり	6
5 行政や企業との協働の拡大	6
6 信頼性・説明責任への関心の高まり	7
7 感染症拡大によるリスクの顕在化	7
8 デジタル化・ICTの進展	7
9 社会的・公益的な活動の担い手の広がり	8
第2節 宮城県におけるNPOの現状と課題	8
1 東日本大震災の伝承と今後の防災の取組	9
2 宮城県内のNPOの現状と課題	12
3 宮城県内のNPO支援施設の現状と課題	17
4 宮城県の施策の現状と課題	20
5 市町村の施策の現状と課題	25

第3節	NPOに期待される社会的役割と可能性	29
1	社会参画機会の拡充と市民性を育む社会的機能としてのNPO	29
2	市民セクターの中心的存在としてのNPO	29
3	新たな社会的課題に先駆的に対応するNPO	29
4	多様な人々の参加の場と社会的包摂のためのNPO	30
5	NPOを支援するNPO（中間支援組織）	30
6	大規模化・多様化する災害等からの復興の担い手としてのNPO	30
第4節	NPOの課題と今後望まれること	30
1	持続可能な運営を支えるマネジメント能力の向上	31
2	多様な主体とのネットワークの構築・拡大	31
3	若年層・多様な人材の参加促進と担い手の育成	31
4	中間支援機能との連携強化と支援体制の活用	31
5	デジタル化・ICT活用への対応力の強化	31
6	説明責任と情報公開の推進	31
7	資金調達力と経済的自立の確保	32
8	社会課題に応えるための創造性の発揮	32
第3章	基本計画の見直しの視点と基本理念等	33
第1節	計画の見直しの視点	33
1	東日本大震災からの復興支援と今後の活動への支援	33
2	みやぎNPOプラザの施設複合化を活かした機能強化	33
3	行政や企業との連携	33
4	NPOへの理解・協働の促進	34
5	若年層・多様な人材の参画促進と担い手の育成	34
6	中間支援機能とネットワークの構築・強化	35
7	NPOの活動におけるデジタル活用の推進	35
8	SDGsを基軸とした地域課題解決と社会的価値の創出	35
9	ポストコロナ社会における新たなつながりの創出	35
第2節	計画における基本理念	36
第3節	基本方針	36
1	基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化	36
2	基本方針2 NPOの活動を促進する体制の整備	37
3	基本方針3 多様な主体による多彩な協働の創造	37

第4章 施策と事業	38
第1節 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化	38
施策の柱1 NPOが自立・継続して活動できる基盤づくり	
1 NPOの活動への社会の理解と参加促進	38
2 NPOの人材育成と財政的支援等による組織基盤の強化	39
第2節 基本方針2 NPOの活動を促進する体制の整備	42
施策の柱2 NPOのネットワーク構築と支援環境の充実	
1 多様な主体との継続的な連携体制の構築	42
2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化	43
3 NPOと行政との協働の推進	45
施策の柱3 中核拠点機能の強化及び交流拠点の整備充実	
1 施設複合化による、さらなる社会参画の機会の創出	46
2 中核機能拠点としての機能強化	47
第3節 基本方針3 多様な主体による多彩な協働の創造	49
施策の柱4 協働を進める仕組みと環境づくり	
1 ボランティア・プロボノ等のマッチング強化	49
2 NPO支援施設等におけるコーディネート機能の強化	50
3 協働体制の継続・ネットワーク化の推進	50
第5章 基本計画を推進するための体制づくり	52
第1節 宮城県民間非営利活動促進委員会	52
第2節 県庁内の推進体制	52
1 NPO活動促進庁内連絡調整会議の設置	52
2 NPOの活動の促進のための情報共有と推進体制の整備	52
3 NPO関連施策の調査と課題解決に向けた協力体制の推進	53
4 職員への研修の充実	53
5 国への政策提言	53
第3節 市町村との連携	53
第4節 計画の進行管理と見直し	53
参考資料	54

宮城県民間非営利活動促進基本計画(第6次)概要

第1章 基本計画の改定に当たって

(1) 計画改定の趣旨

民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮城県民間非営利活動促進基本計画(第5次)」の後継として策定するもの。

(2) 計画の位置付け

「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」に基づく、基本的な計画。

(3) 計画の期間

2026年度～2030年度の5年間

(4) 計画におけるNPOの捉え方

NPO法人や公益法人、任意の市民活動団体など、市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動を行う団体、個人。

(参考) 宮城県内のNPO法人数等

NPO法人数	765法人
認定NPO法人数	31法人
NPO支援施設数	13施設

(2026年1月末時点)

第3章 基本計画の見直しの視点と基本理念等

(1) 基本計画の見直しの視点

- 東日本大震災からの復興支援と今後の活動への支援
- みやぎNPOプラザの施設複合化を活かした機能強化
- 行政や企業との連携
- NPOへの理解・協働の促進
- 若年層・多様な人材の参画促進と担い手の育成
- 中間支援機能とネットワークの構築・強化
- NPOの活動におけるデジタル活用の推進
- SDGsを基軸とした地域課題解決と社会的価値の創出
- ポストコロナ社会における新たなつながりの創出

(2) 基本理念と基本方針

基本理念	NPOと多様な主体が互いに学びあい、理解し、信頼をばくぐみ、垣根を越えた協働にあふれた参画型社会を目指す。
基本方針	1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化 2 NPOの活動を促進する体制の整備 3 多様な主体による多彩な協働の創造

第4章 施策と事業 ※次項に詳細を記載

基本理念と基本方針に基づき、4つの施策の柱により事業を展開

第5章 基本計画を推進するための体制づくり

(1) 推進体制

施策や事業を着実に展開するため、宮城県民間非営利活動促進委員会での意見聴取、県庁内の横断的な取組の推進、職員研修の充実、市町村との連携・協力を図る。

(2) 基本計画の進行管理と見直し

- 毎年度、施策の実施状況を宮城県民間非営利活動促進委員会へ報告
- 策定後5年を目的にNPO活動実態・意向調査等による検証、公表

第2章 NPOを取り巻く現状と課題

(1) 宮城県内のNPOとNPO支援施設の現状と課題

県では、NPOの活動状況や課題を把握し、今後の施策の方向性を検討するため、2023年度に「宮城県NPO活動実態・意向調査」を実施したところ、多くのNPOが事業活動の促進にあたって人材や資金の不足を課題としており、また、行政との協働や活動の場の提供のニーズが高い状況であった。

◆事業活動の促進のために解決すべき課題

項目	回答数	構成比
1位 人材の不足	215	47.9%
2位 資金の不足	213	47.4%
3位 事業継承・世代交代が進まない	119	26.5%

◆今後協働のパートナーとして希望する相手

項目	回答数	構成比
1位 行政	154	34.3%
2位 本県が県内の企業	109	24.3%
3位 他のNPO	108	24.1%

◆NPO支援施設に期待するサービスや支援

項目	回答数	構成比
1位 活動の場の提供(貸室、設備等)	190	42.3%
2位 行政との連携・協働を促進する企画	164	36.5%
3位 他団体との連携・協働を促進する企画	152	33.9%

(2) 宮城県の施策の現状と課題

NPOの活動を促進するため、各地域における中間支援機能の強化や活動資金確保のための支援などが今後の県の施策の課題となっている。また、2028年度中の開館を予定している宮城県民会館・みやぎNPOプラザ複合施設では、様々な分野の連携・協働を創出するとともに、NPOの多様なニーズに応える機能強化が求められる。

事業活動において人材不足と資金不足を課題としている。

行政、企業、NPOとの協働を希望している。

活動の場の提供や連携・協働を促進する企画の需要大。

第4章 施策と事業（詳細）

基本理念

垣根を越えた協働にあふれた参画型社会を目指す。
 NPOと多様な主体が互いに学びあい 理解し 信頼をはぐくみ、

基本方針

基本方針1
 持続可能な社会を支える
 NPOの基盤強化

基本方針2
 NPOの活動を促進する
 体制の整備

基本方針3
 多様な主体による多彩な
 協働の創造

施策の柱

施策の柱1
 NPOが自立・継続して
 活動できる基盤づくり

施策の柱2
 NPOのネットワーク構築と
 支援環境の充実

施策の柱3
 中核拠点機能の強化及び
 交流拠点の整備充実

施策の柱4
 協働を進める仕組みと
 環境づくり

施策

NPOの活動への社会の理解と
 参加促進

NPOの人材育成と財政的支援
 等による組織基盤の強化

多様な主体との継続的な連携体
 制の構築

NPO支援施設及び中間支援組
 織への支援強化

NPOと行政との協働の推進

施設複合化による、さらなる社
 会参画の機会の創出

中核機能拠点としての機能強化

ボランティア・プロボノ等のマツ
 シング強化

NPO支援施設等におけるコー
 ディネート機能の強化

協働体制の継続・ネットワーク化
 の推進

事業

- ・ NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供
- ・ NPOによる情報公開・情報発信への支援
- ・ ボランティア・プロボノ活動への取組の促進
- ・ 多様化する寄附を活用した活動資金確保の支援
- ・ 人材の育成支援
- ・ 財政的支援制度の充実
- ・ デジタル技術を活用した情報発信
- ・ 認定NPO法人への移行促進と継続支援
- ・ NPO相互の連携・協働の促進
- ・ 企業との連携の促進
- ・ 教育機関との連携の促進
- ・ 大学等の学術研究機関との連携の促進
- ・ 地域コミュニティとの連携の促進
- ・ 地域のNPO支援施設等の機能充実と連携強化
- ・ 中間支援組織への支援
- ・ 各地域におけるNPO支援体制の充実
- ・ 情報公開と政策立案への参画
- ・ 協働の推進
- ・ 市町村への協力・支援
- ・ 複合施設の連携・協働による事業展開
- ・ 新みやぎNPOプラザの新たな事業展開
- ・ 複合施設と連携した情報発信
- ・ 基盤整備機能の強化
- ・ 広域的促進機能の強化
- ・ 地域を越えた国内外交流の推進
- ・ NPO主体の運営の推進
- ・ ボランティア・プロボノ活動の普及
- ・ みやぎNPO情報ネットワークを活用したマツシング
- ・ みやぎNPOプラザと地域のNPO支援施設の連携
- ・ コーディネーターの育成支援
- ・ 各地域における交流機会の拡大
- ・ 災害等に対応できるネットワークの構築
- ・ 地域課題の解決に向けた話し合いの促進

第1章 基本計画の改定に当たって

第1節 策定の経緯

宮城県民間非営利活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、民間非営利活動の健全な発展を促進する基本理念を定めるものとして議員提案により制定された「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」（平成10年宮城県条例第36号。以下「促進条例」という。）に基づき、宮城県民間非営利活動促進委員会での審議を経て、2000年10月に、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定されました。

第2節 改定の趣旨

2011年3月11日に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けた本県は、国内外から多大な御支援をいただきながら、県民、行政、企業、NPOなど、多様な主体が総力を結集して、復旧にとどまらない抜本的な再構築による「創造的な復興」の実現に向け、様々な取組を進めてきました。その結果、生活に密着したインフラ整備や災害に強いまちづくりなどのハード面については、多くの地域で取組が完了しました。一方で、被災者支援などのソフト面の取組については、今後も中長期的な対応が求められており、引き続き、被災した方への心のケアをはじめとした被災地へのきめ細かいサポートが必要とされています。また、人口減少と少子高齢化の進行、地域経済の縮小、地域コミュニティの機能低下などのほか、近年は新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、物価高騰、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化、デジタル化の進展など、社会を取り巻く環境が大きく変化しています。これらの変化は、地域や個人が直面する課題をさらに複雑かつ多様なものにしており、柔軟かつ持続可能な地域社会の構築が一層求められています。こうした中で、地域課題の発見や解決に機動的に取り組み、住民に寄り添った活動を展開するNPOへの期待は一層高まっています。特に、地域の担い手不足や人口・経済等の地域間格差といった課題に対し、NPOが果たすつなぎ役、コーディネーターとしての機能は重要性を増しています。また、若者や企業、専門人材など新たな担い手との連携や、官民協働の仕組みづくりを通じた取組も進みつつあります。

このような状況を踏まえ、NPOの活動を促進するための環境整備や、多様な主体との協働体制の構築、NPOの基盤強化や自立的運営を支援する施策がこれまで以上に必要となっています。

こうしたNPOを取り巻く現状及び前回改定時からの環境の変化等を踏まえて、NPOの活動の一層の促進を図るとともに、誰もが主体的に地域社会に参画し、県民一人ひとりが持つ力や可能性を最大限に発揮できる環境を整えることを目指して、基本計画の改定を行うものです。

第3節 計画の位置付け

本基本計画は、促進条例に基づき策定するものであり、NPOが持つ公益性や機動性、柔軟性といった特性を活かし、多様化・複雑化する地域課題に対応する民間非営利活動を支援・促進することで、地域社会の持続可能性を高め、県民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりに貢献することを目的としています。また、本基本計画は、県の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」と連動し、「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」の理念のもと、NPOと企業、教育機関、大学、研究機関、地域コミュニティ、行政など多様な主体との連携・協働を推進していきます。

第4節 計画の期間

2026年度から2030年度までの5年間とします。

第5節 計画におけるNPOの捉え方

1 NPOとは

NPOとは“Nonprofit Organization”の略であり、直訳すると、「非営利（営利を目的としない）組織」となります。非営利組織には地方公共団体等も含まれますが、ここでいうNPOは、あくまでも民間の立場から自主的に社会的・公益的活動に取り組む組織を指しており、一般的に「民間非営利組織」と訳されています。NPOには、特定非営利活動法人を含む非営利の各種法人のほか、法人格を持たない任意の市民活動団体等が含まれます。

このうち、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人（NPO法人）」と呼びます。この法律は、市民が自発的に取り組む社会的・公益的な活動を行う団体のうち、一定の要件を備える団体に法人格を付与し、活動や財務に関する情報公開を義務付けることにより、団体の信頼性や透明性を確保し、NPOの活動促進と社会的認知の向上を目的としています。

NPOは、地域や社会の課題に対して柔軟かつ多様な方法で対応できる存在であり、行政や企業、他の団体と連携しながら、持続可能な地域社会の実現に重要な役割を果たしています。

2 NPOの特徴

促進条例では、民間非営利活動を「営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動」と定義しており、また、民間非営利活動団体はNPOを指すものとされ、「継続的に民間非営利活動を行う団体」と定義しています。

本基本計画においては、NPOの活動を「社会的な使命の達成を目的に、市民が自

主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動」として捉え、こうした活動を行う団体を、行政や企業等とは異なる立場から、地域課題や社会課題の解決に取り組む多様で柔軟な主体として位置付け、その特徴を以下のとおり整理しています。

(1) 公益の実現を目指して活動している

社会問題の解決や人々の幸せの追求など公益的な目的や使命（ミッション）を持ち、かつ、その実現のために活動を行っています。

(2) 市民による自発性が原動力である

市民が社会の一員としての責任を自覚し、自ら社会の問題に気づき、その解決策を考え、人々に働きかけて課題解決に取り組む自発性が、活動を継続していく原動力となっています。

(3) 市民の参加によって運営されている

ボランティアでの参加者をはじめ、問題を抱えた当事者や寄附等の提供者、ボランティアで経営責任を負う人々など多くの市民の参加によって運営され、その組織内部での統治（ガバナンス）によって成り立っています。

(4) 行政や企業等から独立した意思決定をしている

市民により内部での統治（ガバナンス）が行われる自治組織であることから、行政や企業等から独立した意思決定を行い、自ら活動を組み立てています。また、市民セクターの中心的存在として、公共領域における行政や企業と相互に補完しながら、社会を変革する役割を担っています。

(5) 利益の分配を追求しない組織である

社会的な目的や使命（ミッション）の実現に向けて、組織として活動を継続するため、その費用を調達するための持続可能な仕組みを持っています。また、活動から生じた利益は、特定の個人や組織には分配しません。

以上のような特徴を備えたNPOは、社会的なテーマや多様化・複雑化する地域課題に取り組み、多くの市民の参画を得ながら、柔軟かつ機動的に、現場の実情に即した活動を展開しています。また、継続的な活動の中で、課題解決に関するノウハウや経験が蓄積されるほか、人材が育成されるとともに、多様な主体との連携・協働を可能にするネットワークが構築され、団体としての専門性や信頼性も高まっています。

このようにNPOは、住民に寄り添いながら地域課題の解決に取り組む担い手であるとともに、地域社会や制度をより良い方向へと変革していく力を持つ主体として、その役割や重要性が一層高まっています。

3 計画の対象

本基本計画の対象は、NPO法人や任意の市民活動団体など、「市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動を行う団体」として位置付けられる団体や同様の活動を行う個人を対象とします。

よって、活動の内容に応じ、NPO法人のほか、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合などの非営利法人、さらには法人格を有しないボランティア団体、市民活動団体、町内会や自治会等の地縁団体など幅広い形態の団体に加え、民間非営利活動を行う個人も含まれます。

第2章 NPOを取り巻く現状と課題

第1節 NPOを取り巻く現状

1 国際情勢の変化と地域社会への影響

近年、国際社会では、気候変動や自然災害の頻発、紛争や人道危機の拡大、エネルギー・食料をめぐる不安定化、経済のグローバル化や国際的な人の移動の増加など、地域社会の在り方にも影響を及ぼす大きな変化が生じています。これらの国際的課題は、国内外を問わず市民生活に影響するものであり、地域社会における安全・安心の確保や共生と持続可能な発展を考える上で避けて通ることができません。

こうした中で、NPOは国際的な課題と地域の課題をつなぐ存在として、難民や外国人住民への支援、国際協力や交流活動、持続可能な社会づくりに向けた啓発など、多様な活動を展開しています。国際情勢の変化を見据え、地域社会が直面する課題に対応するためには、NPOが培ってきたネットワークや専門性を活かし、行政や企業、教育機関などと連携しながら、地域と世界を結ぶ活動をさらに推進していくことが求められます。

2 少子高齢化・人口減少

急速な少子高齢化と人口減少は、地域社会に深刻な影響を及ぼしており、地域コミュニティの縮小や担い手の不足が顕在化しています。こうした状況は、地域課題の複雑化・深刻化を招くだけでなく、地域内で課題に取り組む主体の減少という二重の困難をもたらしています。これまで自治会や町内会が担ってきた見守りや地域づくりの継続が困難となることが懸念される中、NPOが新たな担い手として期待される場面が増えています。一方で、NPO自身もまた地域の人口構成や社会環境の変化から影響を受けており、高齢化に伴う活動の縮小、若年層の参画機会の不足、人材の偏在といった課題に直面しています。持続可能なNPO運営のためには、世代交代や若者の参画を意識した取組、人材確保・育成の仕組みの強化が必要とされています。

3 東日本大震災を契機とした災害等に対する意識の高まり

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震と大規模な津波により未曾有の被害をもたらしました。

被災地においては、震災直後から多くのNPOがその機動性や専門性等を活かした被災者支援などの活動を自発的に展開し、復興の進展に重要な役割を果たしてきました。また、県内外から多くのボランティアが支援活動に参加したことで、NPOの活動やボランティア活動に対する市民の関心が高まり、その有効性・必要性が再認識されました。

NPOは、被災者の生活支援、子どもや高齢者の見守り、孤立防止など、行政だけで

は対応が難しい現場において柔軟かつ機動的に活動してきました。今後も、大規模災害に備えた体制づくりを継続的に進めるとともに、平時からの関係機関のネットワークの構築が必要となります。

4 SDGsを基軸とした地域課題解決の取組の広がり

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために、17のゴール、169のターゲット、232の指標から構成され、すべての国と地域が取り組むべき共通目標とされています。

SDGsは、貧困、教育、ジェンダー、まちづくり、気候変動など、NPOが長年取り組んできた社会課題と重なるものであり、多くのNPOにとって活動の理念や方向性と親和性が高いテーマです。県内でも、SDGsを意識した活動や連携の取組が広がっており、企業・行政・教育機関との協働による啓発や実践も見られるようになっていきます。



5 行政や企業との協働の拡大

NPOは、地域課題解決の担い手として、行政や企業との連携・協働を求められる場面が増えていきます。近年では、行政との協働事業、企業の社会貢献活動との協業など、NPOが社会課題解決の現場で重要なパートナーとして位置付けられるようになっていきます。一方で、こうした連携をより実効性のあるものとするためには、単なる委託関係にとどまらない対等なパートナーシップの構築や、連携の成果を可視化する仕組みや信頼関係の構築が求められます。また、NPO側にも政策的な理解や提案力、マネジメント能力の強化が必要となっており、協働を支える中間支援機能の重要性が高まっています。さらに、企業との協働においても、地域課題解決への参画や社会的価値創出の取組など地域への具体的な貢献が期待されています。

6 信頼性・説明責任への関心の高まり

NPOが地域や社会から信頼を得て活動を継続するためには、透明性の確保と説明責任の徹底が不可欠です。とりわけ、寄附・助成金・委託費等を主な財源とするNPOにおいては、外部に対して活動の成果や使途、意思決定の過程などを分かりやすく伝える姿勢が求められています。近年は、物質的な豊かさよりも地域とのつながりや社会的意義のある活動への関心が高まっており、市民の社会参加や社会貢献に対する意識が変化しています。このような市民意識の変化は、NPOが信頼を確保し、継続的な支援や参加を得る上で大きな基盤となっています。

県や市町村の支援制度や企業・財団からの支援においても、ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理など、組織運営の信頼性が問われる傾向が強まっています。NPOには、情報公開の推進に加え、活動評価や第三者によるレビュー体制の導入、会員・地域住民との継続的な対話の場の確保など、信頼に基づく運営の強化が期待されています。

7 感染症拡大によるリスクの顕在化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体に大きな影響を及ぼし、人々の生活や地域活動のあり方に大きな変化をもたらしました。この状況の中で、NPOは地域住民の孤立防止や生活支援、情報提供、子どもや高齢者への見守り活動など、行政では対応しきれない分野で多様な役割を果たしました。

感染症という新たなリスクを経験したことにより、NPOは地域の安心・安全を支える重要な担い手として再認識されました。今後も、感染症流行時に迅速かつ効果的に対応できるよう、平時からの関係機関のネットワークの構築が必要となります。

8 デジタル化・ICTの進展

デジタル化・ICT^{※1}の進展は、NPOの運営や活動のあり方にも大きな影響を与えています。ウェブサイトやSNS^{※2}を活用した情報発信、クラウドファンディング^{※3}による資金調達、オンラインでの会議・研修・相談支援の実施など、デジタル化はNPOの業務効率化や社会とのつながり方を大きく変化させています。特に新型コロナウイルス感染症の拡大以降、非対面での事業運営や支援の継続が求められたことで、

※1 ICT…Information and Communication Technology の略称。インターネット、パソコン、スマートフォン、クラウドサービス、AIなどを活用し、情報の収集・分析・共有・発信を行うための技術。市民活動では広報、資金調達、会員管理などに幅広く活用されています。インターネットやソーシャルメディアのように、誰でも情報を発信・共有できる双方向のメディアも含まれ、ICT活用により、人と人とのつながりの創出、身近な関係の補完、地域における共助の促進などが期待されます。

※2 SNS…Social Networking Service の略称。インターネットを通じて、個人や団体が交流・情報発信・意見交換を行うサービスをいいます。Facebook、X (旧 Twitter)、Instagram などが代表例で、NPOにとっては広報活動や支援者とのつながり形成に有効なツールとなっています。

※3 クラウドファンディング…群衆 (Crowd) と資金調達 (Funding) を組み合わせた造語で、インターネット等を通じて多数の人から比較的少額ずつ資金を募る仕組みをいいます。寄附型・購入型・投資型などの形態があり、社会貢献事業や地域プロジェクト、災害復興支援などの資金調達にも広く利用されています。

ICT活用の必要性は飛躍的に高まりました。一方で、団体によってはICT環境の整備が不十分である、職員のスキルに差があるといった状況があります。今後はNPOのデジタル活用を支援する取組や環境整備、人材育成の強化を推進していく必要があります。

9 社会的・公益的な活動の担い手の広がり

社会的・公益的な活動に取り組む主体は、NPO法人や市民活動団体に加え、一般社団法人や一般財団法人などにも広がりをを見せています。さらに、企業によるCSR^{※4}の推進やSDGs経営の浸透に伴い、企業が地域課題の解決や社会貢献活動に積極的に取り組む例も増えていきます。

また、地域社会においては、外国人住民、障害のある方、ひとり親家庭、高齢単身者、LGBT^{※5}など、多様な背景を持つ住民が暮らし、社会の多様化が一層進んでいます。こうした中で、NPOには多様な人々の関わり方を受け入れる柔軟な組織運営が求められており、市民意識の変化はNPOへの参加や支援の促進につながっています。さらには、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方改革の進展を背景に、働く世代がNPOの活動に関わりやすい環境づくりが進められています。特に、専門的な知識やスキルを活かして社会課題の解決に貢献するプロボノ^{※6}の広がりや、高齢者が長年の経験を活かして地域活動に参画する機会の増加は、担い手の多様化に大きく寄与しています。

社会課題解決に対する関心の高まりとともに、地域づくりへの参画が特定の担い手に限定されない動きとなっていることは、NPOにとって新たな協働の可能性を広げる契機であり、地域や社会の課題解決を共に担う多様な主体の形成が期待されています。

第2節 宮城県におけるNPOの現状と課題

県では、NPOの活動状況や課題を把握し、今後の施策の方向性を検討するため、「令和5年度宮城県NPO活動実態・意向調査(以下「今回調査」という。)」を実施しました。その調査結果などを基に、県内のNPOを取り巻く現状や課題について、以下のとおり整理しました。

※4 CSR…企業が地域課題の解決や社会貢献活動に積極的に取り組むこと。SDGs経営の浸透とともに、その推進が進んでいます。

※5 LGBT…レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなどの性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称の一つです。

※6 プロボノ…自らの経験や職業上の知識・スキルを生かして社会貢献するボランティア活動全般のことをいいます。ラテン語の Pro Bono Publico(公共善のために)に由来し、中長期計画の策定、ウェブサイトの構築、情報発信、人材育成など、本業で培った専門性を活かした支援が行われています。

令和5年度宮城県NPO活動実態・意向調査

調査対象	宮城県に事務所を置くNPO（特定非営利活動法人、公益法人、一般社団法人及び任意団体等）
調査方法	対象団体に郵送で調査への協力を依頼し、原則として調査専用WEBページにアクセスし、WEB画面に直接入力するか、調査票に記入し郵送で送るかの方法で回答を得た。
調査時点	2023年12月1日
回収結果	449件（回収率：49.7%）
調査結果	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/05jittaiikoutyosa.html  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 令和5年度宮城県NPO活動実態・意向調査  </div>

（注）Nは調査で回答のあった全数（N=449）、nは全数から一部を抽出した数を指します。

1 東日本大震災の伝承と今後の防災の取組

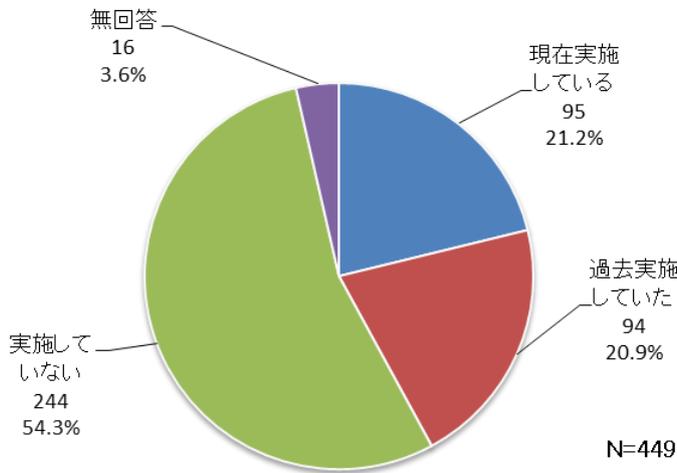
東日本大震災発生直後から、県内はもとより、県外・国外からも数多くのNPOやNGO^{※7}等が被災地に入るとともに、被災地においても新たなNPOが数多く立ち上がり、被災者支援や復興支援に向けたネットワークが形成され、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築など様々な事業や取組が行われました。現在も、これらのNPOは、被災地で培った経験やネットワークを活かしながら、地域課題への対応や新たな支援活動を続けています。加えて、震災の経験と教訓を次世代へ伝えるための「震災の伝承」にも取り組み、被災の実態や支援活動の記録を残すことで、防災・減災意識の向上や地域の防災力強化に貢献しています。震災を契機にNPOが果たした役割の重要性は広く認識され、平時・災害時を問わず地域社会における欠かせない存在として、その活動が期待されています。

■東日本大震災関連の事業実施状況等について

調査回答のあった449団体のうち東日本大震災関連の被災地・被災者支援活動を「現在実施している」と回答した団体は95団体であり、その活動分野（複数回答可）をみると、「被災者の孤立防止（46団体、24.3%）」、「子ども支援（45団体、23.8%）」、「コミュニティ・住民自治への支援（37団体、19.6%）」が多くなっています。また、最も重視している活動分野では、「子ども支援（26団体、13.8%）」が最も多く、次いで「コミュニティ・住民自治への支援（13団体、6.9%）」、「心と体の健康に関する保健・福祉分野の支援（9団体、4.8%）」の順となっています。

※7 NGO…Non-Governmental Organizationの略称。「非政府組織」と訳されます。政府間の協定によらず設立された民間の国際協力団体などを指すことが多いです。

東日本大震災復興関連事業の実施状況



項目	回答数	構成比
現在実施している	95	21.2%
過去実施していた	94	20.9%
実施していない	244	54.3%
無回答	16	3.6%
合計	449	100.0%

2021年3月から現在まで行っている支援活動

項目	実施している活動 (複数回答)		最も重視している 活動	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1位 被災者の孤立防止	46	24.3%	6	3.2%
2位 子ども支援	45	23.8%	26	13.8%
3位 コミュニティ・住民自治への支援	37	19.6%	13	6.9%
4位 レクリエーションやサロン等の活動への支援	31	16.4%	3	1.6%
5位 心と体の健康に関する保健・福祉分野の支援	29	15.3%	9	4.8%

n = 95 (nは震災関連支援活動を現在実施している団体数)

■復興・創生期間終了後も継続する必要がある活動について

復興・創生期間終了後(2021年4月以降)も継続が必要な活動として、「平成30年度宮城県NPO活動実態・意向調査(以下「前回調査」という。)の自由回答では「コミュニティ形成支援」、「孤立防止」、「被災者の心のケア」に関わるものが多く挙げられました。

今回調査で「2024年度以降も必要と思われる活動」を尋ねた自由回答でも、「コミュニティ形成」や「孤立防止」、「心のケア」に関わるものが多く寄せられています。

2024年以降も震災関連で継続する必要があると思われる活動

・被災地域における住民同士のコミュニティ形成
・地域のつながりを作っていくための啓発活動
・地域の現在の状況を発信 ・コミュニティ再生
・被災者の孤立防止 ・子どもの心のケア
・子ども、若者の支援、子育ての支援
・被災者の心のケア ・生活困窮者の支援
・一人暮らしの生活支援 ・防災、避難の訓練
・次世代の防災意識を高める活動
・震災の伝承活動 ・心と身体の健康に関する支援
・高齢者の孤独防止 ・福祉避難所の開設と支援
・支援団体との連携等のシステム ・組織の構築
・必要とされる支援の内容について情報収集

キーワード	回答数
「地域」	29
「コミュニティ」	19
「孤立」	19
「子ども」	17
「心のケア」	17
「生活」	13
「防災」	11
「伝承」	11
「健康」	9
「高齢者」	9
「福祉」	9

n = 95 (nは震災関連支援活動を現在実施している団体数)

※自由回答をキーワードで検索し、そのキーワードを含んでいる件数をカウント

■支援活動の内容について

支援活動の内容は、時間の経過とともに変化しています。前回調査では、震災直後に多かった「炊き出し」や「物資配布」といった支援が減少し、「子ども支援」や「コミュニティ・住民自治への支援」といった中長期的な支援が増加傾向にあることが示されていました。

今回調査でも同様の傾向が見られ、2021年3月までの活動（複数回答可）としては「子ども支援（66団体、34.9%）」や「コミュニティ・住民自治への支援（65団体、34.4%）」が多く挙げられました。それ以降（2021年4月～現在）の活動では、「被災者の孤立防止」と「子ども支援」などを中心に、現在も継続して活動が行われていることが分かります。

2011年3月から2021年3月末までに行っていた支援活動

項目	実施した活動 (複数回答)		最も重視していた活動	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1位 子ども支援	66	34.9%	30	15.9%
2位 コミュニティ・住民自治への支援	65	34.4%	16	8.5%
3位 レクリエーションやサロン等の活動への支援	61	32.3%	5	2.6%

n = 189 (nは震災関連支援活動を現在実施している、または過去実施していた団体数)

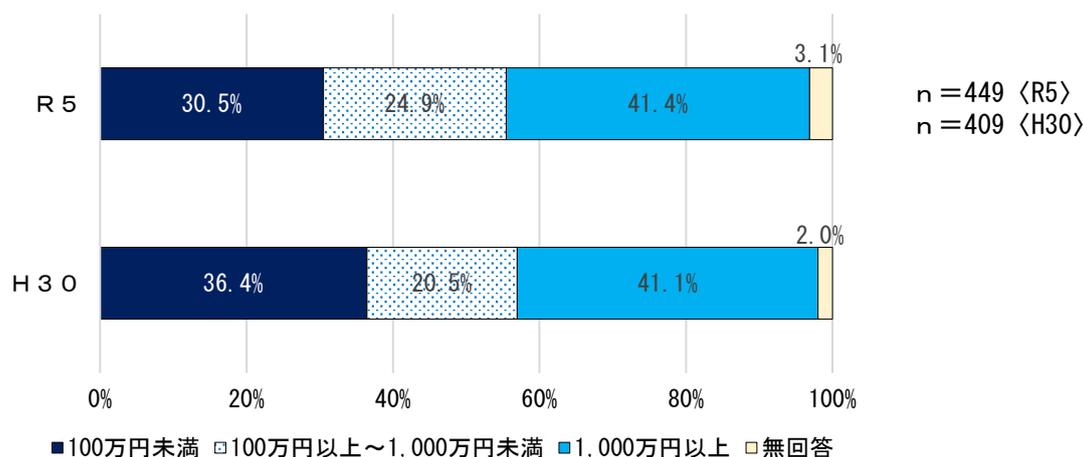
NPOの現場目線や柔軟性、機動性といった強みを活かした活動は、復興・被災者支援において重要な役割を果たしてきましたが、復興の進捗状況に地域差が出ていること、地域や被災した方々の個別課題が多様化していることから、今後もNPOによるきめ細かいニーズ把握や取組が必要とされています。

2 宮城県内のNPOの現状と課題

■NPOの財政（収入）規模について

回答者のNPOの財政（収入）規模については、1,000万円以上の団体の割合が前回調査では41.1%、今回調査では41.4%とほぼ横ばいの状況だったのに対し、100万円未満の団体の割合が36.4%から30.5%に低下しています。

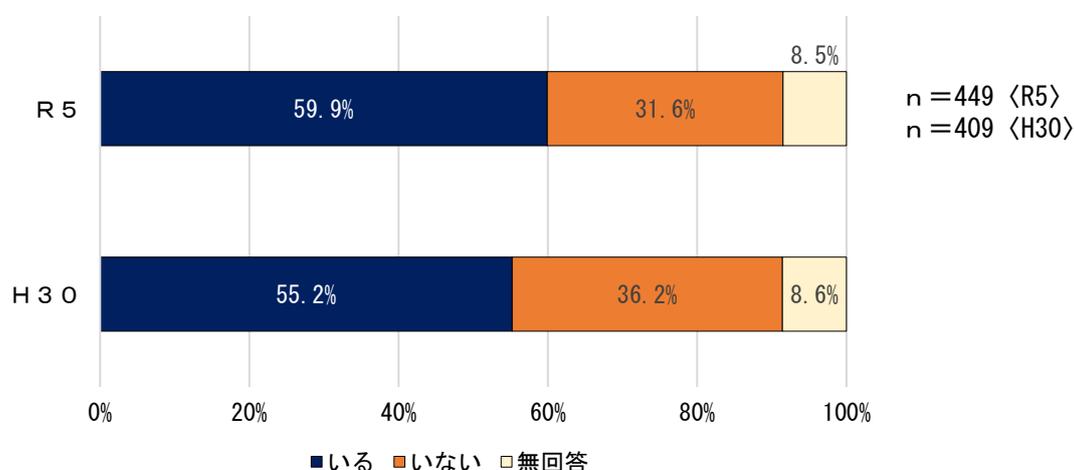
NPOの財政（収入）規模の比較



■スタッフの状況について

常勤職員がいる団体の割合は59.9%となっています。前回調査の55.2%と比較して常勤職員を持つ団体の割合はわずかに上昇しているものの、常勤職員がいないと回答した団体が3割以上を占めています。

常勤職員数の比較



■事業活動の促進及び円滑な組織運営のために解決すべき課題について

団体が事業活動の促進のために解決すべき課題（複数回答可）としては「人材の不足（215 団体、47.9%）」が最も多く、次いで「資金（事業費）の不足（213 団体、47.4%）」となっています。また、円滑な組織運営のために解決すべき課題（複数回答可）についても「人材の不足（200 団体、44.5%）」、「資金（管理費）の不足（186 団体、41.4%）」を挙げる団体が多くなっています。

事業活動の促進のために解決すべき課題（上位5位まで）比較（複数回答）

《R5》 N=449				《H30》 N=409			
項目	回答数	構成比	項目	回答数	構成比		
1位	人材の不足	215	47.9%	1位	人材の不足	210	51.3%
2位	資金（事業費）の不足	213	47.4%	2位	資金（事業費）の不足	200	48.9%
3位	事業承継・世代交代が進まない	119	26.5%	3位	事業承継・世代交代が進まない	139	34.0%
4位	事業活動を効果的に広報・PRできていない	101	22.5%	4位	事業活動を効果的に広報・PRできていない	109	26.7%
5位	中長期的なビジョン・戦略・事業計画の不足	73	16.3%	5位	中長期的なビジョン・戦略・事業計画の不足	87	21.3%
※	無回答	20	4.5%	※	無回答	28	6.8%

円滑な組織運営のために解決すべき課題（上位5位まで）比較（複数回答）

《R5》 N=449				《H30》 N=409			
項目	回答数	構成比	項目	回答数	構成比		
1位	人材の不足	200	44.5%	1位	人材の不足	185	45.2%
2位	資金（管理費）の不足	186	41.4%	2位	資金（管理費）の不足	168	41.1%
3位	事業承継・世代交代が進まない	137	30.5%	3位	事業承継・世代交代が進まない	138	33.7%
4位	新規会員の獲得	126	28.1%	4位	新規会員の獲得	123	30.1%
5位	中長期的なビジョン・戦略・計画の不足	81	18.0%	5位	中長期的なビジョン・戦略・計画の不足	82	20.0%
※	無回答	24	5.3%	※	無回答	36	8.8%

■専門家への相談状況について

専門家への相談状況について、現在相談を行っている専門家の分野は、前回調査と同様に「会計・税務」が最も多く44.3%で、前回調査の45.2%とほぼ横ばいです。次いで「労務」が19.4%、「法務」が9.8%となっています。

今後相談したいと考えている専門家の分野は「資金調達（105 団体、23.4%）」が最も多く、次いで「会計・税務（94 団体、20.9%）」、「IT活用（84 団体、18.7%）」となっています。

現在相談している専門家の分野（上位5位まで）比較（複数回答）

《R5》N=449

項目		回答数	構成比
1位	会計・税務	199	44.3%
2位	労務	87	19.4%
3位	法務	44	9.8%
4位	広報	33	7.3%
5位	資金調達	30	6.7%
※	無回答	32	7.1%
※	特にいない	174	38.8%

《H30》N=409

項目		回答数	構成比
1位	会計・税務	185	45.2%
2位	労務	88	21.5%
3位	法務	76	18.6%
4位	NPOマネジメント	69	16.9%
5位	広報	54	13.2%
※	無回答	35	8.6%
※	特にいない	132	32.3%

今後相談したい専門家の分野（複数回答）

《R5》N=449

項目		回答数	構成比
1位	資金調達	105	23.4%
2位	会計・税務	94	20.9%
3位	IT活用	84	18.7%
4位	広報	76	16.9%
5位	NPOマネジメント	70	15.6%
※	無回答	35	7.8%
※	特にいない	161	35.9%

■活動資金の確保について

今後より多くの活動資金を確保するに当たって必要だと考えていること（複数回答可）については、前回調査と同様に「行政・民間の補助金・助成金制度の拡充（205団体、45.7%）」が最も多く、次いで「行政・民間からの事業受託（144団体、32.1%）」となっています。

活動資金を確保するに当たって必要だと考えていること（上位5位まで）比較（複数回答）

《R5》N=449

《H30》N=409

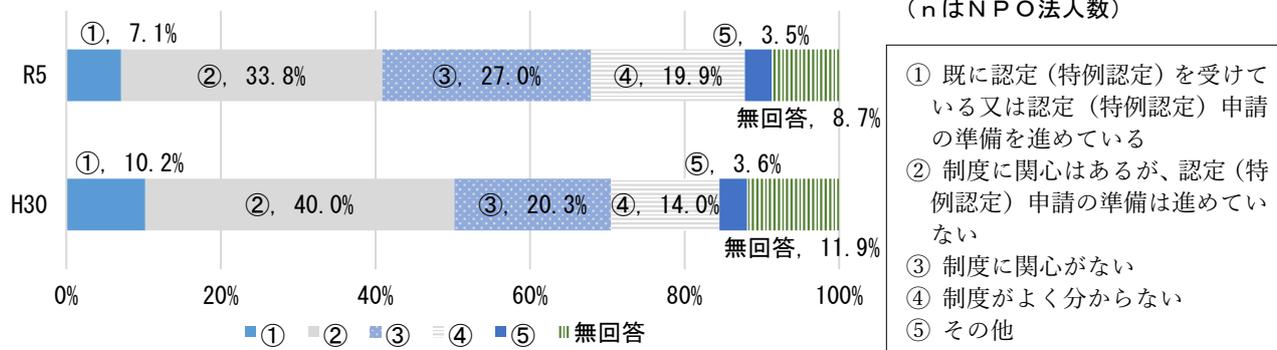
項目		回答数	構成比	項目		回答数	構成比
1位	行政・民間の補助金・助成金制度の拡充	205	45.7%	1位	行政・民間の補助金・助成金制度が拡充される	163	39.9%
2位	行政・民間からの事業受託	144	32.1%	2位	団体の活動内容・運営状況等の積極的な公開・透明化による信頼性の向上	131	32.0%
3位	団体の活動内容・運営状況等の積極的な公開・透明化による信頼性の向上	123	27.4%	3位	行政・民間から積極的に事業を受託する	116	28.4%
4位	資金調達ノウハウを備えた人材育成	96	21.4%	4位	NPO法人が寄附を集めやすくなる、市民が寄附をしやすくなる環境が促進される	112	27.4%
5位	税制優遇措置の拡充や寄付文化の醸成	90	20.0%	5位	資金調達ノウハウを備えた人材を育成する	91	22.2%
※	無回答	21	4.7%	※	無回答	33	8.1%

■認定（特例認定）NPO法人について

県内の認定NPO法人^{※8}数は2023年度末で31法人となっており、2018年度末の23法人から8法人増加しています。認定NPO法人申請の意向については、「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」が33.8%で最も多くなっていますが、前回調査の40.0%と比較すると、6.2ポイント低下しています。また、「制度に関心がない」が27.0%と、前回調査の20.3%から6.7ポイント上昇しています。「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」と回答したNPO法人に認定NPO法人申請をしない理由について尋ねたところ、「現時点では、認定（特例認定）の基準を満たすことが難しい」が52.4%、「日常業務で忙しいため認定（特例認定）申請に必要な準備を行う時間がない」が29.0%、「まだ検討中の段階で、認定（特例認定）申請の準備に至っていない」が25.0%となっています。

認定（特例認定）NPO法人申請意向

n=367 (R5)、n=335 (H30)
(nはNPO法人数)



※8 認定NPO法人・・・NPO法人のうち、活動の公益性や情報公開の透明性など、国が定めた一定の基準を満たして所轄庁から認定を受けた法人をいいます。寄附を行った個人や法人が税制上の優遇を受けられる仕組みがあります。

認定（特例認定）NPO法人申請をしない理由（複数回答）比較

項目	R5		H30	
	回答数	構成比	回答数	構成比
現時点では、認定（特例認定）の基準を満たすことが難しい	65	52.4%	63	47.0%
日常業務で忙しいため認定（特例認定）申請に必要な準備を行う時間がない	36	29.0%	48	35.8%
まだ検討中の段階で、認定（特例認定）申請の準備に至っていない	31	25.0%	32	23.9%
認定（特例認定）を受けたとしても、認定（特例認定）の有効期間中に基準を満たす寄附金の受入れが見込めない	30	24.2%	27	20.1%
会計や税務に関する専門的な知識を持ったスタッフが不足している	27	21.8%	36	26.9%
現状では、認定（特例認定）NPO法人になる必要性がない	27	21.8%	33	24.6%
認定（特例認定）の仕組みや基準を満たしているかどうかがよく分からない	19	15.3%	16	11.9%
相談する人がいない	9	7.3%	—	—
その他	2	1.6%	1	0.7%
無回答	3	2.4%	0	0.0%
	124	100.0%	134	100.0%

n = 124 (R5)、n = 134 (H30) (nは制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない団体数)

■協働のパートナーについて

団体が過去5年間（2019年以降）に協働したパートナー（複数回答可）については「行政（164 団体、36.5%）」と「他のNPO（145 団体、32.3%）」が多くなっている一方で、「特にいない」という団体が32.7%と、前回調査の24.9%より7.8ポイント上昇しています。また、協働を希望する相手については、「行政（154 団体、34.3%）」が、次いで「本社が県内の企業（109 団体、24.3%）」、「他のNPO（108 団体 24.1%）」となっており、今後取り組みたい協働の種類については「事業の共催（186 団体、41.4%）」、「情報交換・意見交換（99 団体、22.0%）」、「事業の委託（施設の指定管理を含む）（88 団体、19.6%）」の順で多くなっています。

過去5年間の協働のパートナー（上位5位まで）比較（複数回答）

《R5》N=449

項目	回答数	構成比
1位 行政	164	36.5%
2位 他のNPO	145	32.3%
3位 町内会などの地域団体	68	15.1%
4位 本社が県内の企業	56	12.5%
5位 社会福祉協議会	52	11.6%
※ 特にいない	147	32.7%
※ 無回答	80	17.8%

《H30》N=409

項目	回答数	構成比
1位 行政	167	40.8%
2位 他のNPO	154	37.7%
3位 企業	56	13.7%
4位 町内会などの地域団体	51	12.5%
5位 大学・専門学校等の学術機関	40	9.8%
※ 特にいない	102	24.9%
※ 無回答	68	16.6%

今後協働のパートナーとして希望する相手（上位5位まで）比較（複数回答）

《R5》N=449

《H30》N=409

項目		回答数	構成比	項目		回答数	構成比
1位	行政	154	34.3%	1位	行政	144	35.2%
2位	本社が県内の企業	109	24.3%	2位	他のNPO	127	31.1%
3位	他のNPO	108	24.1%	3位	企業	106	25.9%
4位	大学・専門学校等の学術機関	75	16.7%	4位	町内会などの地域団体	76	18.6%
5位	小・中・高等学校	63	14.0%	5位	大学・専門学校等の学術機関	64	15.6%
※	特にいない	89	19.8%	※	特にいない	45	11.0%
※	無回答	86	19.2%	※	無回答	82	20.0%

今後取り組みたい協働の種類（複数回答）

《R5》N=449

項目	回答数	構成比
事業の共催	186	41.4%
情報交換・意見交換	99	22.0%
事業の委託（施設の指定管理を含む）	88	19.6%
事業の企画・立案等への参加	80	17.8%
共同研究・調査協力	54	12.0%
人材の派遣または受入	43	9.6%
場所や物資の提供	19	4.2%
実行委員会・協議会への参加	19	4.2%
広報面での協力	26	5.8%
その他	55	12.2%
特になし	80	17.8%
無回答	113	25.2%

これらのことから、多くのNPOが多様な主体と様々な形態で協働しながら活動している実態が明らかになり、NPOの活動における協働の重要性を確認することができます。一方で、協働を進めるためには、団体の組織運営や資金調達などの基盤強化へ向けた取組や、それらを支援する体制の構築が求められています。

3 宮城県内のNPO支援施設の現状と課題

① 現状

県内には、NPOの活動を支援する拠点であるNPO支援施設が13か所に設置されています。その活動内容に差異はありますが、情報の収集・提供や事務スペース・会議室・作業室等の提供、相談の受付、市民とNPOとのコーディネートなどを行っており、各地域におけるNPOの活動を促進する上で、重要な役割を担っています。



- ① 気仙沼市民活動支援センター
- ② 栗原市民活動支援センター
- ③ とめ市民活動プラザ
- ④ 大崎市民活動サポートセンター
- ⑤ 石巻市NPO支援オフィス
- ⑥ 塩竈市協働推進室
- ⑦ 多賀城市市民活動サポートセンター
- ⑧ 仙台市民活動サポートセンター
- ⑨ 名取市民活動支援センター
- ⑩ 岩沼市民活動サポートセンター
- ⑪ 白石市民活動支援センター
- ⑫ 角田市民活動支援センター
- ⑬ 宮城県民間非営利活動プラザ (みやぎNPOプラザ)

NPO支援施設に期待するサービスや支援（複数回答）比較

項目	R5		H30	
	回答数	構成比	回答数	構成比
活動の場の提供（貸室、設備等）	190	42.3%	169	41.3%
行政との連携・協働を促進する企画	164	36.5%	151	36.9%
他団体との連携・協働を促進する企画	152	33.9%	137	33.5%
組織運営・事業活動に役立つ情報収集及び提供・発信	146	32.5%	136	33.3%
企業との連携・協働を促進する企画	144	32.1%	132	32.3%
NPOの活動状況等の情報収集及び提供・発信	127	28.3%	112	27.4%
市民活動に関心のある市民・ボランティアとの交流を促進する企画	125	27.8%	—	—
組織運営・事業活動を担う人材育成を促進する企画	102	22.7%	115	28.1%
他団体との協働、組織運営・事業活動などに関する相談支援	74	16.5%	90	22.0%
その他	19	4.2%	11	2.7%
特になし	68	15.1%	47	11.5%
無回答	31	6.9%	50	12.2%

n = 449 (R5)、n = 409 (H30)

今回調査において、NPO支援施設に期待するサービスや支援について尋ねたところ、「活動の場の提供（貸室、設備等）（190 団体、42.3%）」が最も多く、次いで「行政との連携・協働を促進する企画（164 団体、36.5%）」、「他団体との連携・協働を促進する企画（152 団体、33.9%）」、「組織運営・事業活動に役立つ情報収集及び提供・発信（146 団体、32.5%）」がとなっています。

NPO支援施設の利用状況について尋ねたところ、県が設置する宮城県民間非営利活動プラザ（以下「みやぎNPOプラザ」という。）を利用したことがある団体が55.9%、仙台市が設置する仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が46.8%となっています。また、みやぎNPOプラザを利用したことがないと回答した団体は37.9%で、その理由については、「地理的に遠い」のほか、「どんなサービスや支援を提供しているのかわからない」や「提供しているサービスや支援の内容は知っているが、利用する必要性を感じない」を挙げる割合が高くなっています。

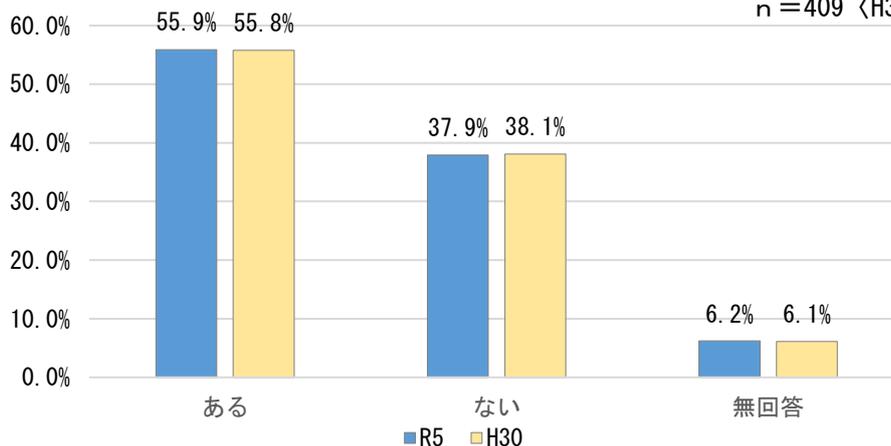
利用したことがある県内のNPO支援施設（複数回答）比較

項目	R5		H30	
	回答数	構成比	回答数	構成比
みやぎNPOプラザ	251	55.9%	228	55.7%
仙台市市民活動サポートセンター	210	46.8%	188	46.0%
多賀城市市民活動サポートセンター	54	12.0%	35	8.6%
石巻市NPO支援オフィス	48	10.7%	40	9.8%
名取市市民活動支援センター	34	7.6%	33	8.1%
大崎市市民活動サポートセンター	28	6.2%	29	7.1%
気仙沼市市民活動支援センター	20	4.5%	16	3.9%
栗原市市民活動支援センター	18	4.0%	13	3.2%
とめ市市民活動プラザ	16	3.6%	19	4.6%
岩沼市市民活動サポートセンター	13	2.9%	7	1.7%
塩竈市協働推進室	9	2.0%	6	1.5%
白石市市民活動支援センター	3	0.7%	4	1.0%
無回答	157	35.0%	158	38.6%

n = 449 (R5)、n = 409 (H30)

みやぎNPOプラザの利用経験比較

n = 449 (R5)
n = 409 (H30)



みやぎNPOプラザを利用しない理由（複数回答）比較

項目	R5		H30	
	回答数	構成比	回答数	構成比
地理的に遠い	72	42.4%	76	48.7%
どんなサービスや支援を提供しているのか分からない	48	28.2%	36	23.1%
提供しているサービスや支援の内容は知っているが、利用する必要性を感じない	40	23.5%	52	33.3%
利用したいサービスや支援がない	25	14.7%	16	10.3%
宮城県にNPO支援のための施設があることを知らない	7	4.1%	—	—
その他	6	3.5%	7	4.5%
	170	100.0%	156	100.0%

n = 170 (R5)、n = 156 (H30) (nはみやぎNPOプラザを利用したことがない団体数)

② 課題

前回調査では、みやぎNPOプラザを利用したことがある団体が55.8%、仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が46.0%で、利用状況は両施設とも微増していますが、NPO支援施設は、地域のNPOの活動をサポートする重要な役割を担っていることから、各NPO支援施設の組織強化や機能、提供サービスの充実、認知度の向上、他のNPO支援施設とのネットワークの構築などを図っていく必要があります。

4 宮城県の施策の現状と課題

現在、県がNPOの活動を促進するために行っている主な施策とその課題は、次のとおりです。

(1) みやぎNPOプラザの運営

① 現状

県は、県内全域のNPOの活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、2001年4月にみやぎNPOプラザを設置しており、2005年4月からは、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供するため、NPOを指定管理者とする指定管理者制度^{※9}を導入しています。

現在、みやぎNPOプラザでは、各地域のNPO支援施設と連携しながら、NPOの活動の紹介や交流イベント、マネジメント講座等の開催、事務ブースや会議室の貸出、助成金やイベント等に関する情報発信などの事業を実施しています。

みやぎNPOプラザの利用者数の推移

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	51,490	49,014	46,890	44,139	39,872	24,786	37,217	44,430	45,186	48,155

※9 指定管理者制度…地方公共団体が設置した公の施設（公民館、公園、福祉施設など）の管理運営を、NPO法人や民間企業などに委託する制度です。

② 課題

指定管理者制度の導入が施設の利便性やサービスの向上につながり、みやぎNPOプラザの年間利用者数は導入前と比べて大きく増加しました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で一時期利用者数は減少傾向にあったものの、オンラインを活用した事業展開や、柔軟な施設利用対応により、2021年度以降は再び増加傾向にあります。さらに施設の活用を広げていくためには、みやぎNPOプラザが会議室の貸出や講座開催等にとどまらず、地域社会におけるNPOの活動・市民活動の中核機能拠点として、支援機能をより一層強化していく必要があります。2028年度に開館を予定している「宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設」においては、人的ネットワークの構築支援、地域課題の解決に資する協働事業の創出・コーディネート機能の強化など、NPOの多様なニーズに応える機能強化が求められます。

(2) 各地域における中間支援機能の強化

① 現状

県内全域のNPOの活動を総合的に促進するための中核機能拠点であるみやぎNPOプラザと県内各地域のNPO支援施設との連携を強化し、NPO支援施設の活動支援及び人材育成を行うとともに、協働事業を実施することで、NPO支援施設の機能強化と地域のNPOの活動促進を図っています。

② 課題

県内における中間支援機能には地域間格差があり、特にNPO支援施設が存在しない地域においては、活動する団体や新たに立ち上がる市民活動団体が支援を受けにくい状況となっています。また、既存のNPO支援施設についても、NPOの活動の広域化や多分野化が進む中で、地域のニーズに十分に答えきれないという状況も考えられます。

みやぎNPOプラザとの連携体制についても、地域によっては情報共有や事業連携が十分に図られていない場合があり、全県的な支援体制の拡充とネットワークの再構築が求められています。

(3) 活動資金確保の支援

① 現状

東日本大震災以降、NPOが行う復興・被災者支援活動を促進するために、必要となる活動資金の支援を行ってきました。

震災から15年が経過した現在でも、被災した方々の心の復興や地域コミュニティの再構築には地域差があり、中長期的な取組が引き続き求められています。NPOによる支援は、復興・被災者支援において重要な役割を果たしてきましたが、被災者を取り巻く課題は、多様化・複雑化しており、NPOの柔軟かつきめ細やか

な支援や、これまで蓄積されたノウハウに、引き続き、大きな期待が寄せられています。

② 課題

被災した方々の心の復興や、被災地における多様化・複雑化する課題への対応など、復興・被災者支援の継続が引き続き求められています。今後もその担い手として、NPOには重要な役割が期待されていることから、復興・被災者支援に必要な活動資金の支援を継続できるよう検討していく必要があります。また、今回調査においても、「資金不足」が最も多くの団体に共通する課題として挙げられており、NPOが自立的に資金を調達できるよう、助成制度の活用促進、企業・市民との連携による支援の多様化など、資金調達を支援する取組をさらに推進する必要があります。

(4) 県税の優遇措置

① 現状

NPO法人の設立促進と経済的自立を支援するため、「特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例」（平成 13 年宮城県条例第 40 号）に基づき、県税の優遇措置を講じています。

具体的には、「地方税法施行令」（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条の 4 に規定される収益事業を行わないNPO法人に対して、法人県民税の均等割を免除するほか、収益事業を行うNPO法人についても、一定の要件を満たす場合、設立後最初の 3 か年を限度として同様の免除が適用されます。また、NPOが活動のために無償で取得した不動産や自動車については、不動産取得税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の免除措置が講じられています。加えて、福祉分野を担うNPO法人や、環境保全活動（ナショナル・トラスト活動）を行うNPO法人に対しても、該当する県税の課税免除を実施しています。

さらに、認定NPO法人等への寄附を促進する観点から、個人住民税における寄附金控除制度も設けられており、県としてNPO法人の活動を支えるための税制上の優遇措置を継続的に実施しています。

② 課題

課税免除の件数と金額については、前回調査意向も大きな変化は見られず、全体として概ね横ばいで推移しています。法人県民税均等割についてはやや減少傾向にある一方、自動車税の免除は活用が拡大するなど、制度は安定的に利用されています。県税における課税免除措置は制度として定着し、NPO法人に対する財政的支援として一定の効果があると考えられます。今後は、NPO法人への寄附をさらに促進し、活動の支援につなげていくためにも、寄附金控除などの県税優遇措置について、広く周知されるよう情報発信を強化することが求められます。

県税の課税免除の実績（課税免除額）

（単位：件、円）

税目	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	件数	金額								
法人県民税均等割	390	8,288,000	393	8,194,500	397	8,472,600	371	7,935,900	367	7,789,400
不動産取得税	0	0	0	0	2	435,160	0	0	3	132,360
自動車取得税	12	860,600	9	756,200	2	183,800	6	490,900	3	243,500
自動車税	61	2,345,900	63	2,446,400	64	2,465,300	60	2,279,100	67	2,464,400
計	463	11,494,500	465	11,397,100	465	11,556,860	437	10,705,900	440	10,629,660

（5）県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり

① 現状

NPOの活動の拠点を提供するため、県が保有する遊休施設の貸付けを行っています。現在、用途を廃止した校舎や宿舍など、5つの施設について貸付けを実施しており、それぞれNPOの活動拠点として活用されています。

② 課題

県では、NPOに活動の場を提供することにより、NPOとともに公益的なサービスの提供や地域課題の解決に取り組んできました。各施設については、施設の老朽化による不具合が見られるものの、それぞれのNPOの活動拠点として有効に活用されています。一方で、新たに貸付けできる施設の確保が課題となっています。県が所有する施設には限りがあるため、新たな県有施設の確保に努めるとともに、市町村に対しても、NPOの拠点づくりに関する理解と協力を求めながら、NPOの持続的な活動を支援していくことが求められます。



(6) プロボノによるNPOの支援・運営基盤強化

① 現状

多様化・複雑化する地域課題に対応するため、自主的に課題解決に取り組むNPOの活躍が期待されていますが、依然として人材不足や資金の確保に課題を抱える団体も多く、運営基盤の強化が必要となっています。

このようなNPOを支援するため、Webデザインやマーケティング、会計・税務など、社会人が職業上のスキルや専門的な知識を活かしてボランティアとして活動する「プロボノ」について、その理解促進を図る取組を進めています。

② 課題

プロボノは、NPOの運営基盤の強化に資するだけでなく、企業や行政にとっても人材育成の手段として有効であるとされています。しかしながら、一部の企業を除き、プロボノの取組は十分に普及しているとは言えない状況です。プロボノの促進により、社会人が自身のスキルやノウハウを地域社会に還元するとともに、地域課題に取り組む人々と出会い、共に活動することで新たなネットワークが生まれ、活動から得られる気づきや達成感が本業にも活かされるという好循環が期待されます。

プロボノが広く浸透していくためには、企業に対し、従業員のプロボノ参加に関する理解の促進が求められるとともに、働き方改革などを通じた参画しやすい環境を整備していく必要があります。

(7) NPOとの協働

① 現状

NPOは、行政の重要なパートナーであり、県庁内の多くの部局で、NPOとの連携・協働による事業が展開されています。

具体的には、情報交換や意見交換、政策・企画立案への参画、事業協力や共催・後援、補助・助成、業務委託など、様々な形でNPOとの協働が行われています。また、NPOに関する基礎的な知識を習得し、協働を実践するため、県職員を対象とした研修を実施しています。

さらに、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、「NPO推進事業発注ガイドライン^{※10}」を策定し、発注手続の適正化とともに、県の事業におけるNPOへの業務委託の推進を図っています。

※10 NPO推進事業発注ガイドライン…「①地域に根ざした活動」、「②コミュニティビジネスの展開や地域の雇用創出等の効果が期待できる」、「③NPO支援・促進のため象徴的・モデル的に実施することが望ましい」等、NPOの特質である、自主性・個別性・先駆性等が必要とされ、特にNPOが実施することが適切であると認められる事業を選定しており、選定されると契約保証金の免除や、予定価格の事前公表、前払制度及び概算払制度の活用などのメリットがあります。

② 課題

2025年度に実施した「NPO活動促進に係る庁内調査」によると、NPOとの協働を実施した全58部署が「期待どおりの成果があった」と回答しています。しかし、NPOとの協働実績件数は、過去3年間で概ね横ばいで推移しており、大きな拡大には至っていません。また、業務委託における「NPO推進事業発注ガイドライン」の活用状況については、「全く考慮していない」との回答が大半を占めており、ガイドラインの意義や活用のメリットについて、県職員へのさらなる周知が必要です。

今後、NPOとの協働をより一層推進していくためには、引き続き、NPOに対する理解促進に取り組むとともに、協働の成果や好事例の情報発信を強化し、NPOとの協働に向けた取組を検討する機会を創出するなど、全庁的に取り組んでいく必要があります。

NPO活動促進に係る庁内調査の概要

調査対象	宮城県庁各課及び地方公所、県立学校
調査方法	電子申請システムによるオンライン調査
調査対象年度	2022年度から2024年度
回収結果	220件

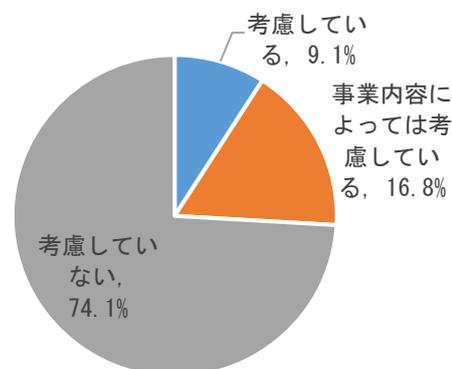
(注) Nは調査で回答のあった全数 (N=220)、nは全数から一部を抽出した数を指します。

県とNPOとの協働の実績 (複数回答)

項目	件数		
	2022	2023	2024
委託業務	108	98	88
NPOとの事業協力	67	62	64
情報交換	51	51	57
共催・後援	31	30	33
補助・助成等	18	21	24
政策等への参画	11	11	14
実行委員会	2	10	9
その他	60	70	85

n=58 (nはNPOとの協働を行った部署数)

NPO推進ガイドラインの活用



5 市町村の施策の現状と課題

県内市町村のNPOの活動に対する支援状況を把握するため、2025年度に実施した「NPO活動促進に係る市町村調査」により、次のような現状と課題が明らかになりました。

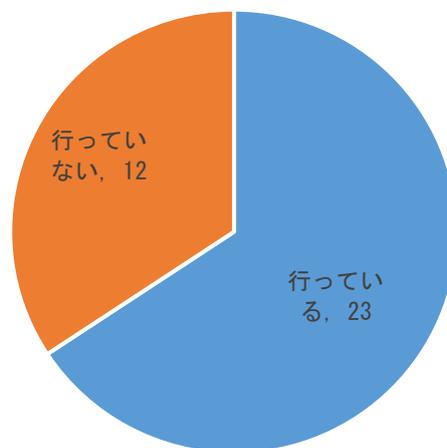
■NPOとの協働の実績について

NPOとの協働を行っている市町村は、前回の2019年度調査よりも4団体減少し、23団体となっていますが、協働を行っている全23団体が「期待どおりの成果があった」と回答しております。協働を行った感想としては「委託した事業を的確に実施された」、「行政よりも柔軟な対応ができた」などと評価をしています。

NPO活動促進に係る市町村調査の概要

調査対象	宮城県内35市町村
調査方法	電子申請システムによるオンライン調査、電子メールによる調査
調査対象年度	2022年度から2024年度

NPOとの協働の実施状況



■市町村職員全般のNPOに対する理解度について

市町村職員全般のNPOに対する理解度については、「十分進んでいる」及び「やや進んでいる」と回答した団体が2019年度と比較して5団体減少し9団体となり、「あまり進んでいない」及び「進んでいない」と回答した団体が2019年度と比較して6団体増加し24団体となりました。2019年度調査と比較すると、「あまり進んでいない」の回答の団体が22団体と最多であり、市町村職員全般の理解促進が必要であると考えられます。

職員のNPO理解度についての比較

項目	2025		2019		2025-2019 増減
	回答数	構成比	回答数	構成比	
十分進んでいる	1	2.9%	2	5.7%	▲1
やや進んでいる	8	22.9%	12	34.3%	▲4
あまり進んでいない	22	62.9%	15	42.9%	7
進んでいない	2	5.7%	3	8.6%	▲1
分からない	2	5.7%	3	8.6%	▲1
計	35	100.0%	35	100.0%	—

■NPOとのパートナーシップ形成の促進について

NPOとのパートナーシップ形成の促進のため、自治体が取り組むべきことについては、「行政職員一人ひとりがNPOに対する正しい理解を持つこと」が重要であるという回答が多く、次いで「NPOと行政の結び手となる中間支援組織^{※11}と連携すること」、「NPOの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること」となりました。

NPOとのパートナーシップ形成を進める上で、自治体が取り組むべきこと（複数回答）比較

項目	2025		2019	
	回答数	構成比	回答数	構成比
行政職員一人ひとりがNPOに対する正しい理解を持つこと	21	30.4%	28	27.2%
NPOと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること	13	18.8%	15	14.6%
NPOの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること	13	18.8%	14	13.6%
政策立案に参加できるような機会を設けること	9	13.0%	13	12.6%
政策を立案する段階で情報の公開、提供につとめること	5	7.2%	12	11.7%
各審議会や委員会等の委員にNPO関係者を起用すること	4	5.8%	8	7.8%
NPOへの業務委託を推進すること	3	4.3%	7	6.8%
その他	1	1.4%	6	5.8%
計	69	100.0%	103	100.0%

また、NPOとのパートナーシップ形成の促進のため、NPOに求めることについては、「団体の組織運営が安定していること」が重要であるという回答が一番多く、続いて「専門知識やノウハウを有していること」、「行政への企画提案やそれを実行できる能力を持っていること」の回答が多い結果となりました。一方で、「法人格を取得していること」や「NPO間のネットワークの形成がなされていること」という回答はなく、重要視されていない結果となっています。

※11 中間支援組織…NPOの活動を支援するための組織（NPOを支援するNPO）のこと。情報提供、人材育成、団体間の橋渡しなど、NPOの基盤強化をサポートします。

NPOとのパートナーシップ形成を進める上で、NPOに求めること（複数回答）比較

項目	2025		2019	
	回答数	構成比	回答数	構成比
団体の組織運営が安定していること	18	23.4%	21	17.9%
専門知識やノウハウを有していること	15	19.5%	16	13.7%
行政への企画提案やそれを実行できる能力を持っていること	13	16.9%	22	18.8%
一定程度の活動の実績があること	9	11.7%	11	9.4%
事業を担うスタッフが揃っていること	6	7.8%	9	7.7%
団体の財政基盤が安定していること	6	7.8%	6	5.1%
行政との連携の実績があること	5	6.5%	3	2.6%
行政の制度やルールへの理解が深いこと	4	5.2%	7	6.0%
団体に関する情報が住民に対して広く提供されていること	1	1.3%	3	2.6%
NPO間のネットワークの形成がなされていること	0	0.0%	2	1.7%
団体に関する情報が住民に広く提供されていること	0	0.0%	2	1.7%
法人格を取得していること	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	15	12.8%
計	77	100.0%	117	100.0%

■NPOの活動施策に必要な県からの支援について

NPOの活動促進施策に必要な県からの支援については、「市町村が実施する財政的支援事業への補助」が最も多く、次いで「市町村事業のNPOへの業務委託を推進するためのガイドライン作成等に関する情報提供」となっています。

市町村が実施するNPO活動促進施策への県からの支援について、必要と考えるもの

項目	回答数	構成比
市町村が実施する財政的支援事業への補助	24	25.0%
市町村事業のNPOへの業務委託を推進するためのガイドライン作成等に関する情報提供	19	19.8%
NPO・市民を対象とした会議におけるNPO法人設立等に係る説明への県職員の派遣	14	14.6%
中間支援施設（市町村NPO支援センター・市民活動サポートセンター等）の整備に関する情報提供	14	14.6%
NPOに関する職員研修への県職員の派遣	9	9.4%
職員研修所等でのNPOに関する研修の県との共催	8	8.3%
市町村の遊休施設をNPOに貸し付ける際の手続に係る情報提供	6	6.3%
その他	2	2.1%
計	96	100.0%

NPOとの協働を行っている市町村数は前回調査より減少したものの、協働を実施した全ての団体が「期待どおりの成果があった」と回答しており、NPOの専門性や柔軟性が高く評価されています。その一方で、市町村職員全般のNPOに対する理解度については低下傾向が見られ、「あまり進んでいない」という回答が最も多くなっています。

こうした状況を踏まえ、県としては、市町村が地域課題の解決に向けてNPOと円滑に協働できるよう、NPOの役割や事例に関する情報提供、研修等を通じた理解促進に積極的に取り組むことが求められます。また、市町村に対しては、NPOとの協働の意義や効果を明確に示し、協働の場を創出するための環境づくりを支援するとともに、県自身も市町村と連携しながら協働を推進していく必要があります。

第3節 NPOに期待される社会的役割と可能性

1 社会参画機会の拡充と市民性を育む社会的機能としてのNPO

社会の役に立つことを生きがいや自己実現につなげようとする意識が高まりつつあり、社会貢献やボランティアへの参加が一つのライフスタイルとして浸透し始めています。

NPOは、こうした市民の社会参画の場であり、多様な価値観や考え方を持つ個人が集まり、社会の力へと変える役割を果たしています。

人々は、社会的・公益的な活動に関わることで、地域や社会の課題に目を向け、自らの役割や責任を考える機会を得ることができ、とりわけ若者や地域外からの移住者にとって、NPOの活動は地域社会への参画の機会としても機能しています。

2 市民セクターの中心的存在としてのNPO

多様な個性・価値観を尊重する参画型社会を実現するには、行政や企業等のほかに、既存の仕組みから独立した行動原理を持つ市民セクターの存在が求められています。

NPOは、そうした市民セクターの中心的な担い手として、公共サービスの提供だけでなく、政策提言や啓発、ネットワーク形成など多様な形で社会に貢献しています。既存の制度や枠組みにとらわれず、柔軟かつ創造的に活動を展開できる点において、NPOは市民社会の活性化に向けた中核的な存在であり、引き続きその役割の発揮が期待されています。

3 新たな社会的課題に先駆的に対応するNPO

人口減少、少子高齢化、気候変動、格差の拡大、孤立、メンタルヘルスの問題など、社会的課題は多様化・複雑化し続けています。こうした課題に対して、迅速かつ柔軟に対応できる現場力と創造力を持つNPOは、社会の変化に先駆けて取り組む存在として、ますます注目されています。特に、既存の制度では対応しきれない新しいニーズに対し、現場目線で制度や政策へとつなげていけることもNPOの大きな強みであり、政策形成過程においても重要な役割が期待されています。

4 多様な人々の参加の場と社会的包摂のためのNPO

孤独や孤立、貧困、障害、外国人、ひとり親、LGBT（性的マイノリティ）など、様々な背景をもつ人々が社会の中で取り残されることがないように、NPOは多様な人々が参加し、つながりを回復するための受け皿として、重要な役割を果たしています。

NPOは、生活に困難を抱える人々の声に耳を傾け、寄り添いながら活動を展開することで、社会的包摂^{※12}を実現する基盤となっています。このような活動をさらに広げていくための条件づくりが求められます。

5 NPOを支援するNPO（中間支援組織）

NPOの活動を継続的に促進していくためには、中間支援組織の存在が重要です。中間支援組織は、NPOに対して、情報提供、人材育成、資金調達、政策提言、ネットワークづくりなど、横断的かつ基盤的な支援を行う組織です。

分野や規模を問わず多くのNPOが活動する中で、多様な主体のつなぎ役や協働のコーディネーターとしての中間支援組織の役割は一層重要性を増しており、地域のNPO基盤を支える機能として、今後も強化が求められています。

6 大規模化・多様化する災害等からの復興の担い手としてのNPO

東日本大震災をはじめ、地震、豪雨、台風など大規模かつ多様化する自然災害が頻発する中で、災害対応や復興の担い手として、NPOが注目されています。NPOは、物資提供、被災者の心のケア、生活再建支援、コミュニティの再構築など、行政だけでは対応しきれない部分を現場目線で補完する役割を果たしています。さらに、災害対応の経験を蓄積し、平時からの防災・減災活動にも取り組む団体も増えており、災害に強いまちづくりの担い手として期待が高まっています。

第4節 NPOの課題と今後望まれること

NPOの活動は、福祉、環境、教育、災害支援、地域づくりなど、様々な分野で展開されており、社会的な期待は一層高まっています。一方で、資金確保や人材の確保・育成、運営基盤の脆弱さ、情報発信の不足など、団体運営に関する課題も顕在化しており、期待される役割を十分に果たせていない団体も存在します。

これからのNPOには、地域社会の信頼を得ながら持続的な活動を展開し、多様な主体と共に社会課題の解決に取り組むために、以下のような対応が求められます。

※12 社会的包摂…貧困、障害、国籍、年齢、生活環境などを理由に社会から排除されやすい人々を含め、誰もが尊厳を持って社会の一員として受け入れられ、共に支え合いながら暮らせる状態を目指す考え方をいいます。

1 持続可能な運営を支えるマネジメント能力の向上

NPOが社会的責任を果たし、継続的に信頼される団体であるためには、安定した組織運営と持続可能な体制の構築が必要です。

そのためには、事業計画・財務管理・人材育成・評価・ガバナンス等に関するマネジメント能力の向上が重要であり、特に団体の成長段階や規模に応じた運営力の強化が求められます。また、組織の中に担い手の育成や事業の可視化、外部との連携などの仕組みを強化させる工夫も、長期的な視点で必要です。

2 多様な主体とのネットワークの構築・拡大

地域課題が多様化・複雑化する中で、単独では対応が難しい課題に対しては、ネットワークを活用した連携・協働による対応が有効であり、今後のNPOには、行政、企業、教育機関、地域団体など多様な主体と連携し、相互の強みを活かしながら協働することが一層求められます。そのためには、日頃から他団体との関係性を築き、共通の目標を持って連携できる土台づくりが必要です。

3 若年層・多様な人材の参加促進と担い手の育成

NPOの多くが高齢化や人材不足の課題を抱える中で、持続可能な組織運営のためには、若年層や副業・兼業人材、移住者や外国人など、多様な人々が活動に関われる仕組みや、意欲ある人材を育てる仕組みの整備が求められます。

4 中間支援機能との連携強化と支援体制の活用

各地域の中間支援組織が持つ、相談、研修、コーディネート、情報発信といった機能を活用しながら、個々のNPOが自立性を高めていくことが求められます。中間支援組織との連携により、孤立した運営から脱却し、地域全体のNPOの活動の底上げにつなげる視点が必要です。

5 デジタル化・ICT活用への対応力の強化

現代の社会活動では、情報発信、業務効率化、広域的な連携のいずれにおいても、デジタル技術の活用が不可欠です。しかし、ICT人材の不足や知識格差が課題となっており、支援の届かない団体もあります。活動の幅を広げ、若年層の参画を促す意味でも、オンラインツールやSNS、データ活用等の基盤整備が求められます。

6 説明責任と情報公開の推進

NPOの活動は、社会的・公益的な目的の実現を目指すものであり、その意義や活動内容に共感を得ることで、寄附や協力、参加などの支援が広がります。そのため、団体の目的や活動の内容、成果などを分かりやすく、タイムリーに発信する姿勢が求められます。紙媒体だけでなく、ウェブサイトやSNS、動画配信など、多様な手段による情報発信の工夫が必要です。

市民や企業、行政など多様な関係者からの信頼を得るには、説明責任の重要性を認識し、積極的に情報公開・情報発信を行うことが求められています。

7 資金調達力と経済的自立の確保

助成金・補助金を主な財源とするNPOもある中で、資金調達の多様化と収益構造の確立は重要な課題です。寄附の獲得、クラウドファンディング、協賛企業の確保など、持続可能な財政基盤を構築する力が必要とされます。また、ファンドレイジング^{※13}のノウハウ習得等も有効です。

8 社会課題に応えるための創造性の発揮

既存の制度では対応しきれない新しいニーズに対応するには、柔軟な発想と創造的な取組が必要です。NPOは、現場の実情に即した情報を豊富に持つことで、人々のニーズを先取りし、先駆的な取組を行うことができるなど、行政や企業では対応が困難な新たな課題についても、迅速かつ効果的な活動を展開することが期待されています。今後は、課題を可視化し、既存の枠組みにとらわれない柔軟な対応力や、ICT・データを活用したアプローチが求められるとともに、社会変化に機敏に反応できる体制整備も重要です。

※13 ファンドレイジング・・・NPOや市民活動団体が、活動を持続的に行うために必要な資金や物資を集める取組をいいます。寄附や会費、助成金、企業協賛、事業収益、クラウドファンディングなど多様な手法があり、単なる資金集めにとどまらず、支援者との関係づくりや共感の醸成が重視されています。

第3章 基本計画の見直しの視点と基本理念等

第1節 計画の見直しの視点

第1章及び第2章を踏まえ、次の視点により基本計画を見直します。

1 東日本大震災からの復興支援と今後の活動への支援

東日本大震災からの復興において、NPOはその柔軟性や機動力を活かした支援活動を通じて、被災者へのきめ細やかな対応や地域コミュニティの再生など、重要な役割を果たしてきました。震災から15年が経過した現在も、被災地域では、コミュニティの再構築や心のケアなど、中長期的な支援が引き続き求められており、NPOの役割はなお重要です。また、震災対応の経験を通じて蓄積されたノウハウやネットワークは、今後の災害時対応や平時からの地域づくりにも活かされるべき資源です。一方で、震災直後から活動してきたNPOの中には、活動の担い手の高齢化や資金難、人材不足により、活動の継続が困難になっている団体も見受けられます。今後は、これらのNPOが持続的に活動を展開できるような支援が求められます。また、平時からの協働体制の強化や、情報共有等も併せて推進していく必要があります。

2 みやぎNPOプラザの施設複合化を活かした機能強化

みやぎNPOプラザは、NPOの活動促進や自立支援、協働推進の中核機能拠点として、多様な機能を担ってきました。

県では、2028年度にみやぎNPOプラザを宮城県民会館との複合施設として新たに整備し、NPOと文化・芸術、福祉、教育など多様な分野の交流・連携を促進する新たな社会参画の拠点づくりを進めていきます。この施設複合化を契機として、NPOの情報発信や多様な主体との連携・協働を促進する中核機能拠点としての機能を強化していくことが重要です。また、従来の来館型サービスに加え、オンライン支援や出張型支援、地域サテライトとの連携などの支援体制の検討も必要です。

今後も、みやぎNPOプラザを中核機能拠点として位置付けつつ、県内各地域で活動するNPOへの支援を継続・強化していくとともに、各地域のNPO支援施設とのネットワーク構築や中間支援組織との連携を強化し、県全体のNPOの活動を支える体制を構築していく必要があります。

3 行政や企業との連携

地域社会が直面する課題は多様化・複雑化しており、その解決には行政や企業、NPO、市民など、多様な主体が相互に補完しながら取り組むことが必要です。特に、地域に根ざしたNPOの活動を促進し、その力を最大限に発揮するためには、行政との協働体制の構築が重要です。そのためには、行政とNPOが相互の立場や役割を尊重し、NPOの活動に対する理解を深めながら、継続的な協働の機会を創出していくことが求められます。また、近年は企業においても、CSR（企業の社会的責任）やSDGs

への対応を背景に、地域貢献や社会課題解決に関心を持つ動きが広がっています。企業が本業を通じて社会課題の解決に取り組むことで、企業自身の主体性を発揮しつつ、資源やノウハウをNPOと共有し、また、寄附、協働事業など多様な形で連携することにより、地域に新たな価値を創出することが期待されます。

こうした背景を踏まえ、NPOと行政・企業との連携促進に向け、情報提供や交流機会の提供、協働事例の共有、意見交換などを通じた、連携・協働が促進される環境づくりを推進していく必要があります。

4 NPOへの理解・協働の促進

NPOへの社会的な期待や役割は大きくなっていますが、促進条例の制定から25年以上が経過した現在でも、NPOに対する市民や企業、行政などの理解は十分に進んでいるとは言えません。特に、企業や大学・教育機関などとの連携や協働は、まだ十分に構築されていない状況です。

こうした中、NPO自身が説明責任を果たし、積極的に情報公開や発信を行うことで、社会に対する理解と信頼の醸成を図ることが求められます。また、協働の可能性を広げるために、行政や企業、学術機関など多様な主体に対して、協働について働きかけを進めていく必要があります。

さらに、NPOの活動を持続的に展開していくためには、社会全体がその活動を支えるとともに、NPOも社会に価値を還元していくという、双方向の関係が重要です。

今後は、行政の支援に加え、市民、企業、大学などがNPOの理念や活動に共感し、パートナーとして関わっていくための環境づくりを一層進めていくことが求められます。

5 若年層・多様な人材の参画促進と担い手の育成

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域社会やNPOの持続性を確保していくためには、若年層をはじめとする多様な人材の参画促進と、次世代を担う人材の育成が課題となっています。しかし、NPOの活動への参加のきっかけや継続の仕組みについては、必ずしも十分に整っているとは言えず、多様な世代の人々にとって参画しにくい面があると考えられます。特に、学生や社会人の関わり方が限定的になりがちであることや、ジェンダー、障害、外国籍など、さまざまな背景を持つ人々への配慮が十分に行き届いていない可能性が考えられます。

こうした課題に対応するため、今後は、学校や大学との連携による体験型学習の機会づくりやNPOでのインターンシップやボランティア活動の促進など、若年層がNPOの活動に関わる機会を創出し、自主的な参加につなげていくことが求められます。また、ジェンダーや多文化共生の視点を踏まえたインクルーシブ^{※14}な活動体制の整備や、多様な人材を受け入れる柔軟な仕組みづくりを進めることが求められます。

※14 インクルーシブ…「包括的な」「すべてを包み込む」という意味。年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが尊重され、社会に参加できる状態を指します。

6 中間支援機能とネットワークの構築・強化

NPOの活動を持続的かつ効果的に展開していくためには、個々の団体の努力に加え、活動を支え・つなげる中間支援の仕組みが重要です。人口減少や担い手不足などにより、NPO単独で活動を継続していくことが困難となることが懸念される中で、連携・協働を促進し、知見や資源を共有するためのネットワークづくりが重要な課題となっています。

このため、みやぎNPOプラザを中心とした広域的な支援ネットワークの形成を推進するとともに、各地域の中間支援組織との連携強化により、県内全域を支援できる体制を構築していく必要があります。

7 NPOの活動におけるデジタル活用の推進

近年、デジタル技術の進展により、社会全体でICTの活用が急速に進む中、NPOにおいても情報発信の強化、活動の効率化、支援者との関係性の構築、新たな参加の仕組みづくりなど、デジタル技術の導入は不可欠となっています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症拡大を契機にオンラインでの会議やイベント開催、クラウドツールを活用した業務管理などが広がり、活動のあり方そのものが大きく変化しています。一方で、NPOにおけるデジタル環境の整備やITリテラシーの向上にはばらつきがあり、デジタル技術を活用した情報収集力の差が、活動規模や展開力の差につながる懸念もあります。

NPOのデジタル化は、単なる技術導入にとどまらず、地域課題の解決力を高め、多様な人々の参画やつながりを生み出す基盤となるものであり、今後のNPOの活動の質的向上と持続性確保に向けて、重要な視点として位置付ける必要があります。また、みやぎNPOプラザが、相談対応や交流促進などを担う対面的（物理的）な中核拠点であるのに対し、みやぎNPO情報ネットは、県内NPOに関する情報の収集・発信や相互共有を担う、情報面での中核的な役割を果たす基盤として位置付けられるものであり、両者が相互に補完し合うことにより、NPOの活動全体の活性化とデジタル活用の推進が一層図られることが求められます。

8 SDGsを基軸とした地域課題解決と社会的価値の創出

NPOは、福祉、教育、環境、まちづくりなど、SDGsの目標と深く関わる多様な分野で活動しており、地域課題に密着した取組を通じて、社会的価値の創出に大きく貢献しています。こうした活動をSDGsの視点から再整理し、可視化していくことにより、地域住民や企業、行政など他の主体との共感や連携を生み出すきっかけとなり、地域ぐるみの課題解決と好循環の創出につながることを期待されます。

このため、NPOがSDGsとの関係を認識し、目標の達成に向けた取組を明確にしながら、評価・発信する力を高めていくことが重要です。県としても、SDGsに基づく活動の可視化や事例の共有、行政・企業との連携機会の創出などを通じて、NPOの取組が地域社会の持続可能な発展を支援できる体制を整備していく必要があります。

9 ポストコロナ社会における新たなつながりの創出

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活様式や働き方、そして地域コミュニティの在り方に大きな変化をもたらしました。外出の自粛や対面での交流の制限により、孤立や分断が顕在化した一方で、オンラインを活用した新たなつながりや支援の形も生まれました。NPOもまた、地域の実情に応じて柔軟に対応しながら、子ども・高齢者の見守り、オンライン学習支援など、多様な課題に取り組んできました。

こうした経験を踏まえ、今後の地域づくりにおいては、単に新型コロナウイルス感染症拡大以前の状態に戻すのではなく、デジタルとリアルを組み合わせた新たな形をつなかりを構築することが求められています。多様な背景を持つ人々が互いに支え合い、孤立を防ぎながら、安心して地域社会の一員として暮らせる環境を整備していくことが重要です。

第2節 計画における基本理念

前計画（第5次）の基本理念である「NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する。」を基本的に継承しつつ、変化し続ける社会に柔軟に対応していくため、多様な主体とのつながりの強化や連携が一層期待されていることから、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

NPOと多様な主体が互いに学びあい、理解し、信頼をはぐくみ、垣根を越えた協働にあふれた参画型社会を目指す。

第3節 基本方針

基本理念を実現するため、次の3つの基本方針を掲げ、計画期間中に重点的に取り組む方向性を明らかにします。

1 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

NPOが自立し、継続的に活動できるよう、組織運営、資金調達、人材育成などの基盤強化を支援します。併せて、活動拠点の確保を推進するとともに、NPOの活動に対する社会の理解と関心を高め、幅広い主体の参画を促すため、積極的な情報発信を行います。

2 基本方針2 NPOの活動を促進する体制の整備

NPOの活動が県内全域において活発に展開されるよう、県内のNPO支援施設や中間支援組織等とのネットワーク強化と連携・協働体制の構築を図るとともに、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの機能充実と利活用を促進し、支援体制の整備を進めます。併せて、県内各地域におけるNPO支援体制の充実に向け、広域的な取組や情報共有の促進、また、「みやぎNPO情報ネット」を活用した県内外に向けた情報発信の充実にも取り組みます。

3 基本方針3 多様な主体による多彩な協働の創造

地域や社会の課題が多様化・複雑化する中、NPOが柔軟かつ先駆的に対応できるよう、行政、企業、大学、学校、地縁団体、市民など、多様な主体との相互理解と信頼に基づいた多彩な連携・協働を促進します。

第4章 施策と事業

第3章で示した基本理念と基本方針に基づき、次のとおり施策や事業を展開していきます。

基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

施策の柱1 NPOが自立・継続して活動できる基盤づくり

基本方針2 NPOの活動を促進する体制の整備

施策の柱2 NPOのネットワーク構築と支援環境の充実

施策の柱3 中核拠点機能の強化及び交流拠点の整備充実

基本方針3 多様な主体による多彩な協働の創造

施策の柱4 協働を進める仕組みと環境づくり

第1節 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

施策の柱1 NPOが自立・継続して活動できる基盤づくり

1 NPOの活動への社会の理解と参加促進

(1) NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供

NPOの活動に対する社会の理解を深め、多様な人々の参画を促進するため、みやぎNPOプラザによるパンフレットの発行等のほか、みやぎNPO情報ネット^{※15}やSNSなどのICTツールの活用により、各団体の活動内容、ボランティアや会員の募集情報、イベント開催情報等を積極的に発信します。また、県政だよりやみやぎ出前講座を活用し、県民に対してNPOの意義や役割についての理解を広める機会を提供するとともに、地域で優れた成果をあげている団体の活動についての発表場所の創出や表彰などを行い、活動内容の可視化と社会的評価の向上を図ります。併せて、NPOの活動が広く社会に伝わるよう、メディアとのパートナーシップの構築を進めます。

(2) NPOによる情報公開・情報発信への支援

NPO法人には、特定非営利活動促進法に基づき、毎年度、事業報告書等を提出し、社会に対して説明責任を果たす義務があります。これらの書類をインターネット

※15 みやぎNPO情報ネット…みやぎNPOプラザの開館と合わせて開設された、情報提供サイト。NPO施策やNPO活動紹介、ボランティア・マッチング情報、助成情報など、NPOに関する情報が掲載されています。

上で公開し、情報へのアクセス性の向上と透明性の確保を図ります。また、各団体が自らホームページを開設し、SNSや動画等の媒体を用いた広報活動を展開する際の支援を行い、団体の情報発信力の向上を後押しします。

こうした情報発信支援の一環として、みやぎNPO情報ネットを主軸とした情報公開と情報発信の強化を図り、NPOが市民や行政、企業などと効果的につながるための環境整備を推進していきます。

(3) ボランティア・プロボノ活動への取組の促進

多様な主体の地域参加を促進するため、NPOが行うボランティアやプロボノの受入体制の整備やマッチング支援を推進します。特に、職業上のスキルや専門的な知識を活かして活動するプロボノの普及促進を図るため、企業や関係団体との連携を強化し、参加事例の紹介やセミナーの開催などを通じて、社会人の地域貢献活動への参加を後押しします。また、若者や高齢者など、多様な世代がそれぞれのライフスタイルに応じて参加できる仕組みづくりに取り組むとともに、NPOが活動内容やニーズを発信しやすくするための広報支援に努めます。

こうした取組を通じて、ボランティア・プロボノ活動の社会的認知を高め、NPOと市民、企業との協働による地域課題解決の取組を推進していきます。

(4) 多様化する寄附を活用した活動資金確保の支援

NPOが安定的に活動を継続していくためには、自主財源の確保が重要であり、その一つとして寄附の活用が注目されています。近年では、インターネットを活用したクラウドファンディングや遺贈寄附^{※16}など、寄附の手法も多様化しています。

このような状況を踏まえ、NPOの寄附募集活動を支援するため、認定・特例認定NPO法人制度の周知や、寄附金控除に関する情報提供を行うとともに、広報媒体や講座等を通じて寄附文化の醸成に取り組みます。また、NPOが効果的に寄附を呼びかけるためのスキル向上支援や、成功事例の共有、市民や企業との信頼関係構築に資する情報発信の支援も行い、寄附による活動資金確保の推進を図ります。

2 NPOの人材育成と財政的支援等による組織基盤の強化

(1) 人材の育成支援

① 各地域における研修・講座の開催

NPOの組織運営を支えるためには、組織内における会計や税務、労務管理、事業計画の立案、情報発信、人材育成など多岐にわたる分野の専門的な知識とスキルが求められます。このため、県内各地域において、これらの分野に対応した研修や講座を実施し、マネジメント能力の向上を図ります。また、これから活動を始め

※16 遺贈寄附…個人が自身の遺言によって、死後に財産の一部または全部をNPO法人や公益団体などに寄附すること。生前に行う寄附（生前寄附）とは異なり、遺言によって財産が譲渡される形で行われます。

ようとする市民等を対象に、NPOの意義や活動の進め方など、基礎的な知識や技術を学ぶ機会の提供にも取り組み、NPOの自立的かつ継続的な活動を支える人材の育成を推進します。

② NPO支援施設及び中間支援組織の機能強化

NPOの成長段階に応じた適切な支援を提供するためには、支援機関としての専門性と対応力の向上が重要です。県内各地域に設置されているNPO支援施設や中間支援組織のスタッフを対象に、設立手続、資金調達、事業運営、協働のコーディネートなどに対応できるよう、人材育成を目的とした研修を行い、支援機能の強化を図ります。併せて、NPOと行政・企業・教育機関等との連携・協働を効果的に推進するための調整・仲介機能の充実にも取り組みます。

③ 多様な人々の参加促進

NPOの活動への多様な人々の参画を促進するため、ICTを活用した広報や情報発信の充実を図ります。また、年代や性別、職業を問わず、誰もが自分に合った形でNPOに関わることができるよう、分かりやすく参加しやすい情報の提供を進めます。特に、若年層や働く世代がオンラインで手軽に情報を得られるよう、みやぎNPO情報ネットやSNS等を通じた参加促進の取組を強化します。

④ 団体等との交流促進

NPOの活動を促進するには、団体間や団体と市民との間に信頼関係と共感を育むことが重要です。このため、NPO相互の交流の場や、NPOと市民、他団体との交流機会を設け、活動に対する理解を深めるとともに、新たな連携のきっかけづくりを支援します。こうした交流を通じて、NPOを支える多様な人材の発掘・育成や、地域社会とのつながりの強化を図ります。

(2) 財政的支援制度の充実

① 活動資金の支援

NPO法人に対しては、県の中小企業制度融資の対象とすることで、必要な資金の円滑な調達を支援しています。今後も引き続き、この制度を活用するとともに、活動資金獲得のサポートを検討していきます。

② 県税の優遇措置

収益事業を行わないNPO法人に対しては、これまでと同様、法人県民税の均等割などの課税免除措置を継続し、NPOの財政的負担を軽減することで、活動の安定と拡充を後押しします。

③ 財政基盤強化のための事業創出の支援

NPOが取り組む社会的課題について、より多くの市民の理解と共感を得ながら、持続可能な収益を生み出すファンドレイジングの手法を広めていきます。戦略的な事業計画の立案やクラウドファンディングの活用に関する講座の開催、専門的な知識を有するファンドレイザー^{※17}の活用などを通じて、NPO自らが資金を確保できる力を高めます。また、ソーシャルビジネス^{※18}の先進的な事例を収集・分析し、他地域への波及が期待できるモデル事業の紹介・発信を行います。

④ 寄附促進の仕組みづくり

寄附文化の一層の定着と拡大を目指し、NPOの健全な運営体制の構築や積極的な情報公開を支援します。また、寄附の好事例を県のホームページ等で広く紹介し、寄附の意義やメリットについて県民や企業に向けた啓発活動を推進します。併せて、ふるさと納税を通じた寄附の仕組みの活用について、制度の整備や活用方法についての検討を進めます。さらに、寄附を受けるに当たって求められる会計情報の透明性や信頼性を確保するため、会計やガバナンスに関する講座を開催していきます。

⑤ NPOの活動拠点の確保

地域課題の解決に積極的に取り組むNPOに対しては、その活動基盤となる拠点の確保が必要です。引き続き、県有の遊休施設を有効活用し、NPOに貸し出す取組を継続します。また、市町村におけるNPOの活動拠点の確保を後押しするため、遊休施設の運用に関する手引書を提供し、説明会の開催などを通じて、市町村の支援体制の整備を促進します。

(3) デジタル技術を活用した情報発信

NPOがその活動を効果的かつ安定的に展開していくためには、助成金や制度、支援機関の動向、他団体の先進事例など、実践に役立つ情報を的確に入手し活用することが重要です。

このため、NPOの実務に直結する情報をタイムリーかつ分かりやすく提供し、みやぎNPO情報ネットや情報誌の発行を通じた発信を行います。具体的には、助成金・補助金の募集案内、中間支援組織等が開催する講座の情報、NPOによる好事例や取組紹介など、多様な情報を集約・編集し、効果的に発信します。また、こうした情報提供に際しては、ICTの活用を一層進め、ウェブサイトやメールマガジン、SNSなど多様な媒体を通じて、情報を受け取る側のニーズに即した手段・形式で届け

※17 ファンドレイザー…NPOや公益法人において、組織の理念や活動に共感する人々からの資金・物資・人材の支援を得るための戦略を立案・実行する専門人材をいいます。単なる資金調達担当にとどまらず、寄附者や企業、地域社会との信頼関係を構築し、持続的な活動基盤づくりを担います。

※18 ソーシャルビジネス…社会問題の課題解決を目的として、ビジネスの手法を活用して事業に取り組むことをいいます。

る体制を整備します。これにより、県内全域のNPOが必要な情報に迅速にアクセスし、活動に役立てられる環境の充実を図ります。

(4) 認定NPO法人への移行促進と継続支援

NPOがより高い公益性と信頼性を確立し、安定的な寄附の受入や社会的支援を得るためには、認定NPO法人制度の活用が有効です。認定NPO法人は、一定の要件を満たすことにより、税制上の優遇措置を受けることができ、市民や企業からの寄附を促進する仕組みとしても大きな可能性を持っています。

このため、認定NPO法人制度の趣旨や利点について、市民、企業、NPOに対して積極的な周知・啓発を行い、制度の理解促進に努めます。また、認定取得を目指すNPOに対しては、申請手続や基準の解説、申請に向けた準備、運営上の注意点などに関する相談体制を整備し、個別対応を含めた支援を行うとともに、既に認定を受けたNPOが安定的に活動を継続できるよう必要な支援を行い、認定の継続を支援します。

第2節 基本方針2 NPOの活動を促進する体制の整備

施策の柱2 NPOのネットワーク構築と支援環境の充実

1 多様な主体との継続的な連携体制の構築

(1) NPO相互の連携・協働の促進

NPOは、特定非営利活動促進法において20の活動分野が規定されており、実際の活動内容も環境保全、福祉、まちづくり、文化振興など多岐にわたっています。これら多様な分野を超えて、NPO同士が相互に知り合い、活動のノウハウを共有し、信頼関係や連携関係を築くことは、活動の質と広がりを高める上で重要です。

このため、NPO同士の交流や情報交換の場を提供することで、分野横断的なネットワークの構築を支援し、連携・協働の促進を図っていきます。

(2) 企業との連携の促進

企業は、利益の追求だけでなく、地域や社会の持続可能性に配慮した事業活動を進めており、地域の質を高める役割を果たしてきました。近年では、社会課題の解決を本業と結び付けて取り組む企業や、CSR（企業の社会的責任）の一環として、ボランティア休暇制度の導入やプロボノ活動など、従業員の社会貢献を支援する企業も増えています。

このような動きに対応し、企業とNPOが相互に信頼関係を築き、協働を進められるよう、NPOの活動の紹介や協働事例の情報提供を行い、企業のNPOに対する理解促進に努めます。

(3) 教育機関との連携の促進

多くのNPOは、これまでの活動を通して得られた知見や経験を次世代に伝えたい、また将来の担い手を育てたいという思いを持っており、学校教育との連携を求めています。こうしたNPOが、学校と連携して児童・生徒に体験活動の機会を提供することで、社会貢献活動への関心と意欲を育むとともに、教育内容の充実にも寄与しています。

このような相乗効果をさらに広げるため、県では、学校教育や社会教育の場とNPOとの連携を一層強化し、次世代の市民育成と地域社会への貢献を両立できる取組を支援していきます。

(4) 大学等の学術研究機関との連携の促進

大学等の学術研究機関においては、NPOと連携した調査研究の実施や、その成果の活用が行われています。また、大学の授業とNPOとの協働、学生のボランティア活動やインターン受入といった形で、教育・研究と市民活動の接点が広がっています。

こうしたNPOと学術研究機関との連携をさらに強化し、地域の課題解決に資する成果をあげていけるよう、連携実績や好事例の収集・分析を行い、その情報を関係機関に提供するなどの支援を行っていきます。

(5) 地域コミュニティとの連携の促進

東日本大震災以降、被災地ではコミュニティの再構築が大きな課題となっており、加えて全国的には、人口減少や少子高齢化の進行により、地域コミュニティの希薄化が深刻な課題となっています。一人ひとりが孤立せず、人間らしく尊厳をもって生きることができる地域社会の形成は、今後ますます重要な社会的課題となります。

このような課題に対して、NPOが持つ柔軟な発想力や地域密着の活動力を十分に発揮するためには、町内会・自治会などの地縁組織、商工会・青年会議所・社会福祉協議会といった地域の多様な主体との連携が重要であることから、こうした地域コミュニティとNPOとの連携・協働が進むよう、顔の見える関係を構築するための交流会の開催や「震災伝承みやぎコンソーシアム」などの取組を通じた相互理解と協力関係の構築を後押ししていきます。

2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化

(1) 地域のNPO支援施設等の機能充実と連携強化

① 連携・協働体制の構築

各地域において、NPOの活動の促進に資する多様な施策が効果的に実施されるよう、市町村が設置するNPO支援施設等に対して機能強化の支援を行います。また、県全体の支援ネットワークの中核であるみやぎNPOプラザと各地域のN

PO支援施設との間で、連携・協働体制を構築し、情報やノウハウの共有を通じて、地域における支援力の向上を図ります。

② NPO支援施設等を対象とした研修等の実施

NPO支援施設の職員が地域のNPOを効果的にサポートできるよう、人材育成のための研修等を実施します。さらに、県内の中間支援組織やNPOを対象とし、それぞれのニーズに応じた協働事業や学び合いの機会を提供することで、支援者自身の専門的な知識の習得とスキルの向上を図ります。

③ NPO支援体制が未整備な地域に対する働きかけ

NPO支援体制が十分に整備されていない地域に対しては、市町村に向けてNPOの活動の推進に関する情報提供を行うとともに、支援体制の整備に向けた助言を行います。また、地域課題の解決に向けて、NPOと市町村が連携・協働して取り組むための話し合いの仕組みづくりを支援し、官民の協働促進を図ります。

(2) 中間支援組織への支援

NPOが持続的かつ効果的に事業を展開していくためには、活動の実施にとどまらず、組織運営や事業マネジメントに関するノウハウを備えることが必要です。そのようなノウハウを有し、NPOの外部支援者として重要な役割を担っているのが中間支援組織です。

こうした中間支援組織の自主性や地域特性を尊重しながら、その組織基盤の強化に資する取組や、県内の中間支援組織同士のネットワーク化、相互の学び合いの機会の創出を支援します。

(3) 各地域におけるNPO支援体制の充実

県内には、地域によってNPOの活動環境や支援体制に差がありNPOが継続的な活動を展開する上で、必要な支援が受けられないなどの課題を抱えている場合があります。このような課題を解決していくためには、NPO支援施設の有無といった物理的な条件だけでなく、地域の実情に応じた持続可能な支援の在り方を検討する必要があります。

このため、地域のNPO支援施設の設置や人材の育成を支援するとともに、自治体や他機関との連携・協力を強化し、みやぎNPOプラザやNPO支援施設の広域的な連携を活用し、情報やノウハウの共有、相互支援の仕組みを促進します。さらに、ICTツールの活用による地域を越えたコミュニケーションの促進や、支援者が地域に出向いて直接的に支えるアウトリーチ^{※19}の取組など、柔軟で実効性のある方法を組み合わせ、地域の実情に応じた持続可能な支援体制の構築を目指します。

※19 アウトリーチ…支援が必要なのに自ら声を上げられない人々に対して、支援機関側から積極的に出向いて情報提供や支援を行う活動のことです。

3 NPOと行政との協働の推進

(1) 情報公開と政策立案への参画

① 政策プロセスへの参加促進のための情報公開

政策の立案、事業の実施、成果の評価といった政策プロセスの各段階において、市民やNPOが主体的に関与できるよう、必要な情報を適切かつ分かりやすく公開・提供することを推進します。

② 政策立案への参加機会の拡充

パブリックコメント^{※20}の活用をはじめ、説明会や意見交換会、オンラインでの意見募集など多様な手法を通じて、市民やNPOからの意見や提案を幅広く受け止め、政策形成に反映させる仕組みづくりを進めます。

③ 各種審議会委員の公募の推進

政策や事業にNPOをはじめとする市民の多様な意見が反映されるよう、各種審議会等の委員の公募を引き続き推進します。

(2) 協働の推進

① 多様な協働の推進

住民サービスの提供者としてNPOと連携・協力を深め、補助・助成、共催、後援、業務委託、情報提供、政策プロセスへの参加など、多様な協働の形態を推進します。また、NPOや企業等による様々な協働の取組を広く紹介・発信し、情報の共有を通じて協働を推進していきます。

② 事業発注の推進

行政からの事業発注を受けることにより、ノウハウの蓄積や信頼性の向上などを図ることが期待されることから、NPOへの業務委託の推進を目的として定められた「NPO推進事業発注ガイドライン」に基づき、NPOの特質を考慮しながら、事業発注の一層の推進に取り組みます。

③ 協働の質の向上

事業の企画段階からNPOとの協議や参画の場を設け、NPOの特性や知見が事業に反映されるようにすることで、協働の質を向上させていきます。

※20 パブリックコメント…行政が条例や計画などの案を公表し、それに対して県民から広く意見を募集する手続のことです。集まった意見は、最終的な決定の際に考慮されます。

④ 協働しやすい環境づくり

行政とNPOの協働マニュアルを活用するとともに、県とNPOとの意見交換を実施するなど、協働しやすい環境づくりを進めます。また、NPOについての職員研修を開催し、ワークショップやNPOとの交流など実践的なメニューを取り入れながら、全職員のNPOに対する理解の促進を図ります。

⑤ NPO推進事業の評価

NPOとの協働により実施した事業については、実施結果の検証を通じて課題を整理し、次年度以降の改善につなげていきます。

(3) 市町村への協力・支援

① NPOとのパートナーシップの促進

市町村職員がNPOの役割や特性について理解を深めることが、地域における協働の推進につながることから、みやぎNPOプラザにおいて、市町村職員を対象としたNPOに関する講座を開催し、NPOとの連携・協働の意義や具体的な手法等について学ぶ機会を提供します。また、NPOと市町村とのパートナーシップが円滑に構築されるよう、県の各種事業を活用しながら、市町村へ協力・支援を行います。

② 情報提供等

市町村がNPOの現状や支援の取組を的確に把握できるよう、みやぎNPO情報ネットや県政だより等を通じて、NPOに関する情報を定期的に提供します。また、市町村におけるNPO支援施策や協働の実績等について定期的に調査を行い、その結果を共有します。優れた取組は、市町村NPO担当課長会議等で紹介し、好事例の横展開を図ります。

さらに、市町村がNPOの活動促進のために条例や基本方針の策定、認証権限移譲の検討に際しては、制度設計に関する助言や先行事例の提供など、実務的な支援も行います。併せて、地域における情報共有や連携体制の強化を図るため、県内各圏域において市町村のNPO担当部署が参加する市町村連絡協議会を設置し、NPO支援施策や課題、先行事例等の継続的な意見交換・共有を促進します。

施策の柱3 中核拠点機能の強化及び交流拠点の整備充実

1 施設複合化による、さらなる社会参画の機会の創出

(1) 複合施設の連携・協働による事業展開

みやぎNPOプラザと宮城県民会館が、複合施設として連携・協働して事業を展開することで、世代や分野を超えた市民の参画機会を創出し、地域課題の解決に向

けた協働の促進や新たな活動の芽を育む土壌となることが期待されます。開館後は、施設内での協働事業やイベント開催、広報連携などを通じて、多様な主体の交流の場をつくり、県民一人ひとりの社会参画の促進と地域活性化につなげていきます。また、文化芸術や公共的活動との連携によって、地域社会の課題解決と新たな価値を創造する拠点としての役割を果たすとともに、多様な主体と世代を結び、交流と活力を創造し、NPOの新たな可能性を広げます。

(2) 新みやぎNPOプラザの新たな事業展開

複合施設として開館する新みやぎNPOプラザは、NPOの活動支援機能と市民の交流促進機能を一体的に備え、県内のNPOや市民活動のさらなる活性化を促進する施設として期待されています。開館後は、NPOに関する相談対応、研修の実施、マッチング支援、広報強化、協働推進といった中核拠点機能を拡充するとともに、若者や高齢者、企業、地域住民など多様な主体が集い交流できる場として、柔軟で参加しやすい施設運営を行っていきます。さらに情報収集・発信力及びNPOの活動の研究・学習の場としての機能を強化していきます。

(3) 複合施設と連携した情報発信

NPOの活動の広がりや社会的認知を高めるためには、デジタルとアナログ両面の手法を活用した戦略的な情報発信が必要です。特に、「みやぎNPO情報ネット」は、NPO活動の情報を分かりやすく、タイムリーに届ける中核的な役割を担います。今後は、各種SNS、動画配信、メールマガジンなどのICTツールや、リーフレットや広報誌などの紙媒体、出前講座や講演会などの対面型の場を組み合わせ、より多様な主体に情報が届く仕組みを構築します。さらに、みやぎNPO情報ネットの機能を拡充し、みやぎNPOプラザの会議室予約やイベント情報の共有といった機能とも連携させることで、情報発信と施設活用を一体的に推進していきます。これにより、情報の受け手と発信者が直接つながる仕組みを構築し、県民・企業・行政・NPOの相互理解と協働を促進する情報共有のプラットフォーム^{※21}としての役割を果たしていきます。

2 中核機能拠点としての機能強化

(1) 基盤整備機能の強化

① 情報収集・提供機能

みやぎNPO情報ネットの運用と必要に応じた改修を行い、常に最新かつ信頼性の高い情報を発信できる体制を維持します。また、情報誌の発行や、みやぎNPOプラザ内での情報掲示、多様な情報発信ツール（SNS、ウェブサイト等）の活

※21 プラットフォーム…様々な人や組織が活動したり、交流したりするための「基盤」となる場や環境のことです。

用により、NPOの運営、支援制度、先進的な取組等に関する幅広い情報を発信していきます。

② 相談・コーディネート機能

NPOの設立や運営に関する専門的な相談に対応するため、法人設立、会計、労務、税務等の分野において、相談体制を充実させるとともに、実務に直結する研修の開催に取り組みます。これらの研修は、NPOのニーズや時代の変化に応じて柔軟に設計し、組織の人材育成に資するものとし、また、市民とNPOや、NPO間の連携を促進するコーディネートを行います。さらに、ICTを積極的に活用し、時間や場所にとらわれない講座等を展開することで、より多様な市民がNPOの活動に参加できる機会を創出します。

③ 調査研究機能

NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表するとともに、当該調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげます。

④ 活動拠点等の提供機能

NPOに会議室や研修室、作業室などのスペース提供を行います。また、交流サロンの活用により、NPO同士やNPOと他団体とのネットワーク形成を促進します。さらに、ショップの運営等を通じて、コミュニティビジネスの展開機会を提供し、事務ブースの貸与などによる活動拠点の確保支援も行います。

(2) 広域的促進機能の強化

みやぎNPOプラザが有する基盤整備機能やネットワーク機能を最大限に活用し、県内各地域においてNPOの活動の理解と参加を広げるための学習機会（講座やイベント）を提供します。これにより、多くの市民がNPOの活動に参画する機会を創出し、地域社会への貢献意欲の醸成を図ります。また、県内各地域のNPO支援施設や中間支援組織と連携し、相互の情報共有や人材交流を促進するためのネットワークを構築します。特に、オンライン会議やアウトリーチによる支援を通じて、地域の枠を越えた協働体制を推進します。支援施設が未整備の地域においては、市町村や地域NPOとの連携を強化し、支援の空白を埋める取り組みを進めていきます。

(3) 地域を越えた国内外交流の推進

みやぎNPOプラザは、中核機能拠点として、NPO支援や市民へのサービス提供を行うとともに、県内外のNPOや関係機関とのネットワーク形成において重要な役割を担っています。今後は、県民へのサービス提供に加えて、他県のNPO支援拠点との連携を深めるとともに、全国規模や国際的なネットワークへの参加を推進し、

国内外のNPOや支援機関、行政、研究者等との交流や協議の場としての機能を一層強化します。

(4) NPO主体の運営の推進

みやぎNPOプラザは、NPOを指定管理者として選定する指定管理者制度によって運営されており、その管理運営と事業の方向性については、学識経験者やNPO関係者などで構成される宮城県民間非営利活動プラザ運営評議会で審議が行われています。今後も、同評議会の機能を活かしながら、みやぎNPOプラザの機能が十分に発揮されるよう、支援の在り方を定期的に検証・改善します。また、NPOとの信頼関係を大切にし、その自主性・主体性を尊重しながら、利用者のニーズに即した柔軟かつ質の高いサービス提供を目指します。併せて、運営面でも効果性・効率性の両立を図り、持続可能な運営体制を確立していきます。

第3節 基本方針3 多様な主体による多彩な協働の創造

施策の柱4 協働を進める仕組みと環境づくり

1 ボランティア・プロボノ等のマッチング強化

(1) ボランティア・プロボノ活動の普及

多様な主体が地域づくりに参加する機会を広げるため、ボランティアやプロボノ活動の普及促進を図ります。特に、プロボノ活動については、企業や業界団体と連携したセミナー開催や事例発信等を通じて、認知度の向上と参加促進を目指します。また、若者や高齢者などのライフステージに応じたボランティア機会の提供や、マッチングイベント、オンラインでの参加促進施策を展開し、多様な人々の参画を後押しします。

(2) みやぎNPO情報ネットを活用したマッチング

みやぎNPO情報ネットには、ボランティア・プロボノのマッチング機能が備わっており、利用者が関心や条件に応じて情報を検索・閲覧できる仕組みとなっています。NPOとボランティア、プロボノ、企業など多様な主体とのマッチングを促進するための、みやぎNPO情報ネットを活用した取組を進めていきます。また、NPOによる情報掲載・更新等の支援を行うとともに、視認性や操作性の改善にも取り組み、より多くの人々がNPOとつながるきっかけとなるよう機能の充実を図っていきます。

2 NPO支援施設等におけるコーディネート機能の強化

(1) みやぎNPOプラザと地域のNPO支援施設の連携強化

県全体の中間支援機能の強化に向けて、みやぎNPOプラザと県内各地域のNPO支援施設との連携を強化します。具体的には、定期的な意見交換や情報共有の場を設け、相談対応や人材育成、情報発信などに関する協力体制を構築します。また、NPO支援施設間での実務ノウハウの共有や、共通課題に対する連携事業の実施を通じて、各地域における支援力の底上げを図ります。

(2) コーディネーターの育成支援

地域で協働を担う人材としてのコーディネーターの役割は、NPOと多様な主体との橋渡しを行う上で重要です。こうした人材の育成と定着を支援するため、必要な知識・スキルの習得を目的とした研修や学びの機会を提供します。また、地域のNPO支援施設や行政との協働により、若手や新任スタッフがコーディネート業務に携われるような仕組みをつくるとともに、先進的な取組を行うコーディネーターの事例発信等を通じて、人材の育成環境づくりを推進します。

(3) 各地域における交流機会の拡大

NPOや多様な主体がつながり、協働のきっかけを得られるよう、地域ごとの交流機会の創出・拡大を推進します。地域のNPO支援施設や行政、企業、教育機関などと連携し、分野横断的な交流会、課題解決型のワークショップ、学習会、マッチングイベントなどを開催することで、団体間や世代間のつながりを促進します。併せて、参加しやすいオンライン・ハイブリッド形式での実施も取り入れ、多様な立場の人々が交流・連携できる環境づくりを進めていきます。

3 協働体制の継続・ネットワーク化の推進

(1) 災害等に対応できるネットワークの構築

東日本大震災において、NPOは被災地の多様なニーズや状況に柔軟かつ継続的に対応し、復興の現場で重要な役割を果たしてきました。今後も、復興に向けた取組において、NPOと行政、地域団体、企業などが連携・協働し、地域の力を結集することが求められます。また、近年頻発する自然災害や、新型コロナウイルス感染症のような新たな脅威への対応を見据え、平時からの備えとして多様な主体との信頼関係の構築と役割分担の確認が重要です。そこで、災害時においても迅速かつ的確に対応できる体制を構築するため、社会福祉協議会やボランティア、NPO等と連携し、平時からのネットワークの整備と連携体制の強化に取り組みます。

(2) 地域課題の解決に向けた話し合いの促進

地域の課題は、子どもの健全育成、高齢者福祉、環境保全、地域経済の活性化など多岐にわたっており、こうした課題を解決するには、行政だけではなく、NPO、地域団体、企業、住民など多様な主体がそれぞれの強みや役割を発揮し、協働して取り組むことが求められます。そのためには、日常的な対話や相互理解を通じて信頼関係を築き、課題を共有しながら解決に向けた仕組みを構築することが重要であることから、県では、市町村と連携しながら、多様な主体が参加する地域の話し合いの場づくりを支援し、対話を通じた合意形成や協働の促進に向けた普及啓発に努めていきます。

第5章 基本計画を推進するための体制づくり

第4章で示した施策や事業を着実に展開していくため、県は、次のような体制づくりを進めます。

第1節 宮城県民間非営利活動促進委員会

県では、促進条例に基づき、学識経験者、NPO関係者、市町村の代表者、企業関係者、公募委員を中心とした委員により構成される宮城県民間非営利活動促進委員会を設置しています。この委員会は、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項について調査・審議を行い、知事に意見を述べる機能を有しており、毎年度の県のNPOの活動促進に関する施策の実施状況の審議などを行っています。

今後も、NPOに関する施策の一層の充実を図るため、基本計画に基づく施策・事業の実施状況を検証し、より効果的な施策の実施に向けた助言・提言を受けられるよう、委員会の開催を継続し、その機能が十分に発揮されるよう適正な運営に努めます。

第2節 県庁内の推進体制

1 NPO活動促進庁内連絡調整会議の設置

NPO活動促進庁内連絡調整会議は、NPOの活動の一層の促進を図るため、県庁内の関係各課・地方機関が連携し、情報の共有や施策の連携強化を行うことを目的として設置された庁内会議体です。

本会議は、県内における多様なNPOの活動支援の状況や課題を共有するとともに、複数部局にまたがる施策の調整や協働の在り方を検討し、NPOとの連携・協働の推進に資する庁内横断的な取組を進める場となっています。

会議では、NPOの活動分野に対応する関係部局からの施策情報や取組事例の報告、また、県としてのNPO施策の方向性に関する意見交換を行うことで、庁内におけるNPO施策の整合性と実効性を高めることを目指します。

2 NPOの活動の促進のための情報共有と推進体制の整備

NPOの活動は様々な分野で行われており、県の担当部局も県庁各課室、地方機関に及んでいます。複雑かつ多様化する課題を解決するためには、県庁内関係各課室及び地方機関において情報共有を図ることが今後ますます重要となってきます。NPOの活動推進担当課を県とNPOとの協働に関する相談窓口位置付け、連絡調整を行うとともに、県内各地域でのNPOの活動を促進するための情報提供を行います。また、2024年12月に県が策定した「みやぎDX推進ポリシー」に基づくデジタル化の推進など、時代の変化を捉えた新しい取組について県庁内での体制整備を進め、NPO活動支援の施策につなげるよう努めます。

3 NPO関連施策の調査と課題解決に向けた協力体制の推進

県庁内の各課室及び地方機関で実施されているNPO関連施策について、定期的実施状況の調査を行い、その結果を広く公表します。その上で、調査結果を踏まえ、NPOとの協働の充実や施策推進に活用します。

4 職員への研修の充実

県職員がNPOに対する理解を深め、協働の促進が図られるよう、NPOの優れた事例の紹介、協働による取組の体験を踏まえたワークショップ、交流会など、実践的な内容を取り入れた研修を定期的開催します。

これにより、NPOの政策形成過程への参画や、施策の協働実施に向けた理解促進を図ります。

5 国への政策提言

NPO法人に対する税制上の優遇措置など、国のNPO関連政策の動向を的確に把握しながら、他の都道府県等とも連携して、NPOの活動促進に向けた政策提言を検討してまいります。

第3節 市町村との連携

NPOの活動を県内全域に広げ、継続的に推進していくためには、市町村との連携・協力が不可欠であることから、市町村NPO担当課長会議等を定期的開催し、県内の施策の共有や意見交換を行うことで、連携・協力の強化を図ります。

特に、基本計画に基づく各種事業については、各市町村に対して積極的に周知を行い、実施に向けた協力を求めています。

第4節 計画の進行管理と見直し

県では、毎年度、NPOの活動促進に関する施策の実施状況を宮城県民間非営利活動促進委員会に報告し、委員から意見聴取を行い、その結果を次年度以降の施策に反映していきます。また、本基本計画改定後、5年を目途として、NPOの実態調査等を踏まえた各施策の検証を行い、公表した上で、必要に応じて計画全体の見直しを実施します。

なお、本基本計画に基づく事業については、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行いながら、NPOの活動に対する施策を円滑かつ効果的に実施していきます。

参 考 资 料

宮城県の民間非営利活動を促進するための条例

平成10年12月15日

宮城県条例第36号

私たちの宮城は、民間人による社会貢献活動の長い歴史を持っている。

私たちの先達は、このようなふるさと宮城を愛し、私たちが暮らしを営む場としてこの地をこれまでぐくんできた。しかしながら、時代の変化に伴い、今日の社会が抱える問題は複雑・多岐にわたってきている。さらに、人々の価値観は多様化し、行政や企業を中心とした従来の社会システムだけでは限界が出はじめており、問題の解決は困難になってきた。一方、社会が抱える問題に自ら積極的に取り組んでいこうとする市民の様々な活動が増えてきている。県内においても、地域の抱えている問題に、柔軟な発想で自発的かつ主体的に多彩な取組みを展開し、多様な社会的サービスの提供を行っている県民や団体が多数存在している。

私たちは、民間非営利活動団体(NPO)等によるこのような活動が、これからの新しい社会をつくる上での大きな原動力の1つとなることを期待する。そして、社会全体がこの自発的な活動を支え、促進し、県民と行政、企業がそれぞれの社会的な意義と役割を尊重しながら対等な立場でパートナーシップを構築するとともに、互いに連携し、協働していくことが大切である。このことが、市民の参画による行政を推進し、21世紀へ向けての市民社会創造の第1歩となり、民主主義のさらなる発展に大きく寄与すると考えるものである。

私たちは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の施行に当たり、県民の自発的な活動の意義を再確認し、その健全な発展を促進することにより、ここ宮城に、県民1人ひとりが個性豊かに暮らせるような、活力と多様性のある地域社会の実現を目指すことを決意し、ここに宮城県の民間非営利活動を促進するための条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、宮城県における民間非営利活動の健全な発展を促進するための基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、企業及び民間非営利活動団体の責務等を明らかにするとともに、民間非営利活動の促進に関する施策の基本的な事項等を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって県民生活の向上と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「民間非営利活動」とは、営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動をいう。

2 この条例において、「民間非営利活動団体」とは、継続的に民間非営利活動を行う団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(基本理念)

第3条 民間非営利活動は、自発的な意思と自己責任の下に行われ、その自主性及び自律性が尊重され、かつ、公共の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、民間非営利活動の促進に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念に基づき、当該市町村の区域の実情に応じた民間非営利活動の促進に関する施策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

(県民の理解)

第6条 県民は、基本理念に基づき、民間非営利活動に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(企業の理解)

第7条 企業は、基本理念に基づき、民間非営利活動に関する理解を深め、その活動の促進に努めるものとする。

(民間非営利活動団体の責務)

第8条 民間非営利活動団体は、基本理念に基づき民間非営利活動を行い、その活動に関する情報を公開することにより、民間非営利活動への理解の形成に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第9条 知事は、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、民間非営利活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 民間非営利活動を総合的に促進するための中核機能拠点及び地域活動拠点の整備に関する事項
- (2) 民間非営利活動の円滑な実施を促進するための情報の収集及び提供、交流並びにネットワークづくりに関する事項
- (3) 民間非営利活動に関する専門的及び技術的研修等による人材の育成に関する事項
- (4) 民間非営利活動を資金的に支える仕組みの整備に関する事項
- (5) 主として民間非営利活動への各種支援を行う民間非営利活動団体の育成及び活動促進に関する事項
- (6) 民間非営利活動の促進に関して必要な調査研究及びその成果の普及に関する事項
- (7) 民間非営利活動についての広報及び啓発に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、民間非営利活動の促進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平15条例1・一部改正)

(施策の実施)

第10条 県は、基本計画に基づき、民間非営利活動を促進するための必要な施策を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第11条 県は、民間非営利活動を促進するため、税制上の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 県は、民間非営利活動の促進に関する施策を総合的に調整し、かつ、効果的に実施するための推進体制の整備を図るものとする。

(民間非営利活動団体との連携協力)

第13条 県は、民間非営利活動の促進に関する施策について、民間非営利活動団体と互いに連携協力し、パートナーシップを構築するよう努めるものとする。

(市町村等との連携協力)

第14条 県は、民間非営利活動を促進するために実施する施策について、市町村と互いに連携協力するよう努めるものとする。

2 県は、民間非営利活動を促進するため、国及び他の都道府県と広域的な連携協力を図るよう努めるものとする。

(企業及び関係団体との連携協力)

第15条 県は、民間非営利活動を促進するため、企業及び関係団体と連携協力を図るよう努めるものとする。

(促進委員会の設置等)

第16条 県は、民間非営利活動を促進するため、宮城県民間非営利活動促進委員会（以下「促進委員会」という。）を設置する。

- 2 促進委員会は、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項を調査し、審議し、知事に意見を述べるができるものとし、知事は、促進委員会の意見を尊重するものとする。
- 3 促進委員会は、委員15人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者及び民間非営利活動関係者等のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 促進委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 6 会長は、会務を総理し、促進委員会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 促進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(平17条例110・一部改正)

(促進委員会の部会)

第17条 促進委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 促進委員会に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。
- 3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、7人以内とし、会長が指名する。
- 5 部会委員の任期は、2年を超えない範囲内で知事が定める期間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前条第5項から第8項までの規定は、部会について準用する。
- 7 促進委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって促進委員会の議決とすることができる。

(平17条例110・追加)

(促進委員会の運営に関する事項)

第18条 前2条に定めるもののほか、促進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が促進委員会に諮って定める。

(平17条例110・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成15年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。

附 則（平成17年条例第110号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

宮城県民間非営利活動促進委員会 委員名簿

(委員区分別、敬称略)

委員区分	氏 名	役 職 ・ 所 属 団 体 等	備 考
学識経験者	石井山 竜平	東北大学大学院教育学研究科 准教授	会長（前期）
	高浦 康有	東北大学大学院経済学研究科 准教授	会長（後期）
	西出 優子	東北大学大学院経済学研究科 教授	
	齊藤 祐輔	宮城大学事業構想学群 助教	
市町村長	若生 裕俊	富谷市長	
企業関係者	今野 彩子	株式会社ユーメディア 取締役	
	竹下 小百合	三共ビジネス有限公司 代表取締役	
	五十嵐 絵美	NECソリューションイノベータ株式会社 医療ヘルスケア・スマートシティ事業部門デジタルヘルスケア・未来都市統括部 主任	
	吉田 幸路	株式会社日本政策金融公庫仙台支店 国民生活第一事業融資第二課長	～R7.7.31
	加藤 淳一	株式会社日本政策金融公庫仙台支店 国民生活第一事業融資第二課長	R7.10.7～
NPO関係者	青木 ユカリ	特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	副会長
	堀川 晴代	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる 常務理事 みやぎNPOプラザ 館長	
	中川 政治	公益社団法人3.11メモリアルネットワーク 専務理事	公募
	渡邊 桂子	特定非営利活動法人フレーム・ラボ 代表理事	公募
	布田 剛	特定非営利活動法人地星社 代表理事	公募
	佐々木 将太	特定非営利活動法人リフ超学校 代表理事	公募
	及川 多香子	特定非営利活動法人アートワークショップすんぷちょ 代表理事	
	小野 彩香	特定非営利活動法人Switch 代表理事	公募
	森川 ゆとり	特定非営利活動法人法人アスイク ヤングケアラーユニット ユニットのリーダー	公募

※ 任期は、前期（令和5年12月1日～令和7年11月30日）、後期（令和7年12月1日～令和9年11月30日）とする。

※ 前期まで：石井山委員、若生委員、竹下委員、中川委員、渡邊委員、布田委員
後期から：齊藤委員、及川委員、小野委員、森川委員

途中まで：吉田委員（令和5年12月1日～令和7年7月31日）

途中から継続：加藤委員（令和7年10月7日～後期）

上記以外の委員：前期から後期まで継続して委員を務めていただいている。

「宮城県民間非営利活動促進基本計画」見直しの経緯

年 月 日	経 過	備 考
令和7年1月24日	令和6年度宮城県民間非営利活動促進委員会（第2回）	NPOの活動促進施策の実施状況報告 基本計画 諮問、策定方針の審議
令和7年6月6日	令和7年度宮城県民間非営利活動促進委員会（第1回）	NPOの活動促進施策の実施状況報告 基本計画 構成案の審議
令和7年8月1日	令和7年度宮城県民間非営利活動促進委員会（第2回）	基本計画 素案の審議
令和7年8月21日	令和7年度宮城県民間非営利活動促進委員会ワーキンググループ（第1回）	基本計画 中間案の検討
令和7年10月7日	令和7年度宮城県民間非営利活動促進委員会（第3回）	基本計画 中間案の審議
令和7年10月8日	基本計画中間案に関するパブリックコメント募集	募集期間 令和7年11月10日まで
令和7年11月27日	令和7年度宮城県民間非営利活動促進委員会ワーキンググループ（第2回）	基本計画 最終案の検討
令和7年12月25日	令和7年度宮城県民間非営利活動促進委員会（第4回）	基本計画 最終案の審議
令和8年1月9日	答申	
令和8年2月17日	県議会（令和8年2月定例会）に議案として提出	
令和8年3月18日	県議会で可決	

宮城県民間非営利活動促進基本計画（第6次）

令和8年3月発行

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2576 FAX 022-211-2392

E-Mail kyoshan@pref.miyagi.lg.jp

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha>
